

第 3 日

1. 令和2年12月9日午前10時00分招集
2. 令和2年12月9日午前10時00分開会
3. 令和2年12月9日午後4時42分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒木宏太	2番 白木 淳	3番 齊木幸男
4番 坂本敏彦	5番 竹下周三	6番 高木洋一郎
7番 秋丸要一	8番 松村慶次	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 森 潤一郎	12番 蒲池恭一
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	中 嶋 光 浩	書 記	西 原 利 沙
-------	---------	-----	---------
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 尾 修
学校教育課長	下 津 隆 晴	社 会 教 育 課 長	前 淵 康 彦
病院事務部長	池 上 圭 造	特 養 施 設 長	樋 口 幸 広
住 民 課 長	有 働 和 明		
12. 議事日程
日程第1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は5人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって、発言を許します。

なお、質問、答弁につきましては、一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。第一答弁については、登壇して行うこととします。

時間は執行部答弁を含め、60分以内といたします。

最初に池田議員の発言を許します。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） おはようございます。

（おはようございます。）

今定例会には、私を含め10名の方が通告をなされており、昨日、5名の方が終わられ、6人めとして本日、トップバッターとして登壇をいたしております。しばらくの間、私にお付き合いのほどをお願い申し上げます。

また、議場内並びに庁舎内、公民館等でテレビ傍聴なされている方々に申し上げます。本日もお忙しい中、また新型コロナウイルス感染症が拡散している中にもかかわらず、議会傍聴に足を運んでいただき、誠にありがとうございます。

皆様、御承知のとおり我が町は荒尾、玉名地域内で唯一、新型コロナウイルス罹患者が出ていなかった自治体でありましたが、我が国において、1月16日に神奈川県で在日中国人の方の感染が確認されてから10か目、また、熊本県内においては初の感染者が2月21日に確認されてから9か目にして、先月の13日に50代の会社員の方、また26日に40代の方の感染が確認をされております。県内45市町村中の31番目の感染自治体になりました。また、31町村の中で17番目ということになっております。

無感染自治体数は県内で14町村になります。が、罹患者の方々が一日も早く御回復をなされ、通常の生活にお戻りいただくことをお祈りいたしますとともに、お見舞いを申し上げます。

この新型コロナウイルス、姿の見えない敵との闘いは、世界的に第3波を迎えており、本日の朝刊掲載によりますと、8日現在で感染者数もアメリカの1,495万4,329人、死亡者数28万3,743人を最多として、世界全体では6,765万人を超え、死亡者数も154万人を上回る数になっております。第1波、第2波に比べ、増加ペースも早く、アメリカ疾病対策センターのレッドフィールド所長は、「来年2月までの冬場がアメリカの公衆衛生史上最も困難な時期になる」と警戒を呼びかけておられます。

日本においても、都道府県別の1日の感染者数は過去の最高数を上回るということが連日のように報道されている状況であります。全国の感染者数も東京の4万3,847人、死亡者数523人を最

多に、16万7,200人を超え、死亡者数も2,400人を超えている状況であります。また、熊本県においては、感染者数1,126名、死亡者数13人となっております。

皆様におかれましても、3密を避け、マスクの着用の上、くれぐれも感染をしない、させない予防策をより一層、お取りいただくことを、また、季節の変わり目であり併せてインフルエンザの流行期に入りますので、十二分に御自愛いただきますようお願い申し上げますとともに、心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。

さて、前置きはこれくらいにいたしまして、会議規則第61条第2項の規定により、町行財政運営及び取組についてと、学校運営及び経営についての2点、通告をいたしておりますので、若干、質問をいたします。

まず、町行財政運営及び取組について、お聞きいたします。

学校跡地利活用に関することで質問をいたします。本年度の4月から、三加和地域に続き菊水地区の4小学校が菊水小学校に統廃合され、町内の小学校の統廃事業も終わり、町内の小学校数も三加和小学校並びに菊水小学校の2校となり、廃校となった三加和地区の神尾小学校、菊水地区の東小学校、西小学校、南小学校の跡地利活用として民間譲渡・売却をすることで、執行側と議会側で意見の集約を生み、実施されたものであると認識を致すところであります。

また、一方では、和水町学校跡地等活用検討委員会の最終報告を勘案した上でのこの民間への譲渡・売却の事業推進であろうかと考察をいたすところでありますが、この公募型プロポーザル方式は、売却を想定した入札においては不向きな入札形態であると認識を、私としてはいろいろな入札形態がある中において、あえてこの公募型プロポーザル方式を選定された根拠はどのような考えなのかをお示しいただきたい。

2番目に、学校跡地利活用事業における主管課であるまちづくり推進課において、学校跡地の売却参考価格を見極めるためにという説明の下に、昨年度、不動産鑑定業務委託料として257万4,000円が予算計上され採択を見ており、それに基づいてそれぞれの小学校跡地の不動産鑑定が実施され、それぞれの学校跡地における不動産鑑定価格が示されたものと認識をいたすところでありますが、その結果で得た鑑定価格は今回、実施された公募型プロポーザル方式において、売却予定価格にどのように反映され、活かされているのかをお示しいただきたい。

まずは、この2点について、お伺いいたします。答弁は、簡単明瞭で結構であります。再質問以降は、質問席により行います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 議員の皆様、そして傍聴席それからテレビのモニターで傍聴いただいております町民の皆様、おはようございます。

（おはようございます。）

今年の1月から急速に新型コロナウイルス感染症が蔓延いたしまして、世界中が大変な状況になっております。また最近におきましては、一段とこの第3波の波が押し寄せてきまして、我が町におきましても、先ほど、池田議員もおっしゃいましたけれども、2名の方が罹患されたとい

うような状況です。

今後は、さらにまだまだ続くことが予想されますので、お互いに健康、3密にしっかり対応しながら、マスク、手洗い、うがい、そういったことを徹底してお互いに予防に努めていかなければならないと思うところでございます。自分の安全は自分で守るのが基本であろうと思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

池田議員から、ただいま2点につきまして、質問がございました。

まず1点目の、プロポーザル方式は、学校跡地利活用における、民間譲渡、売却を想定したもののについては不向きと思われる。いろいろな入札形態の中にあって、あえてこのプロポーザル方式を選択されたのはどのような考え方からかということについて、お答えをいたします。

公有地のみでの売却でありますならば、住民の共通の財産の処分という観点から、一般競争入札により、できるだけ高く価格が参考価格とした不動産鑑定価格に近い価格で売却して成果を還元していくことが原則であると思えます。

しかし、今回の学校跡地利活用につきましては、公募型プロポーザル実施要領に記載しておりますとおり民間事業者の活力・ノウハウそして創意工夫を生かした提案を広く募ることといたしました。

また、跡地施設の活用を希望する事業者からの提案に対しましては、活用についての基本理念、方針、事業内容、事業実施のスケジュールや運営形態、雇用方針、事業の収支計画、地域との交流や地域活動の内容等に加えまして、不動産鑑定で得た参考価格に対する購入希望価格の割合等を総合的に評価しまして、契約候補者を選定いたしました。校舎や体育館、附属施設を現状有姿のまま売却を行い、魅力ある跡地活用を目指すためには、このプロポーザル方式が最善と考え選択をしたところでございます。

次、2点目に、まちづくり推進課におきまして、学校跡地の売却参考価格を決定するためと説明を受け、昨年、不動産鑑定業務委託料として257万4,000円の額が予算計上され、不動産鑑定が実施されたものと認識するところであるが、その結果で得た鑑定価格は活かされているかということについて、お答えをいたします。

まず、学校跡地施設の活用を図るために、財産の処分方法の調整をするために、現在の学校用地及び校舎等の適正な資産の価値を把握する必要があり、昨年12月25日から本年2月21日までの期間、旧神尾小学校、旧菊水東小、旧菊水西小、旧菊水南小の4校の不動産鑑定業務を実施いたしました。不動産鑑定業務により算定された鑑定価格は、先ほど、お答えしましたプロポーザル方式を選択するに当たり、一般競争入札のメリットである価格最大化の視点の目安として、また、応募事業者の事業計画作成時の参考価格として取り入れ、審査採点時の配点基準として活かしておるところであります。

以上、2点につきましての答弁でございます。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 池田議員の2番目の「その結果で得た鑑定価格は活かさ

れているか」ここについてだけ、お答えしたいと思います。

まず、今回の事業につきましては、今、町長のほうから答弁がありましたとおりプロポーザルの実施要領で実施をしております。これとともに、公有財産の処分等検討委員会、また、同じく和水町普通財産管理処分等事務処理要領、これも踏まえて実施をしております。

特に、価格につきましては、和水町普通財産管理処分等事務処理要綱、この部分のまず第2条のほうで、管理処分につきましては、普通財産の土地の売払い及び貸付けにつきましては、和水町の公有財産等処分等検討委員会の調査及び審議を得て決定するというので、公有財産処分検討委員会のほうで決定をしております。

第3条のほうで、処分の方法につきましては、先ほどの町長の答弁でもありましたように、普通財産の売払いにつきましては、「一般競争入札の方法により行うものとする」ということで規定がありますが、第2項の8号のほうで、「随意契約にすることが適当と町長が認めたとき」ということになっております。これを踏まえまして、今回は随契ということで実施をしております。

また、同じく第5条のほうで、普通財産の土地の売払い価格につきましては、原則として不動産鑑定価格により求めた価格、及び普通財産の状況勘案の上、町長が定めるものとするということで、今回、不動産鑑定評価を行いまして決定をしております。

こういった活用も行った上で、町長の答弁にもありましたように、プロポーザルの審査基準また参考価格として活用をしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 物を売る売却を目的とした中では、やはり競りとかオークションが一般的ではないかと思うわけですね。

先ほど、町長においては、町有財産という考え方は私とあまり相違はないと思っております。これは、町民の方々の財産を預かっているわけですよ、町としては。それを処分するときには、やはり1円でも高く売る工夫、努力をするのが預かっている者の最低条件ではないかと、私は思うわけです。

そこのところは、町長の考えとあまり相違はないと私は思いますけれども、このプロポーザル方式というのは、町長も言われましたけれども、今までの一般競争入札と違って設計案ではなくて設計人を選定するのがプロポーザル方式なんですね。人を選ぶわけです。結局、企業体であれば企業体を選ぶわけです。その設計案ではなくて、人を選ぶだけがプロポーザル方式なんです。じゃあ、人を選んだ後に、どういう努力をするのか、工夫をするのか、そこのところが大事なんです。

このプロポーザル方式には、価格というのは案外、計上されないわけですよ。まちづくり推進課で257万4,000円だったですかね、不動産鑑定価格を出すために予算を獲得して実施されたのは。結局、参考価格としてしか載せてないわけでしょう。プロポーザルの応募のときに。なぜ、それを「最低希望価格」という表現にしなかったのかです。活かされてないじゃないですか、全

然。

言いましょうか。東小学校跡地の不動産鑑定価格は土地と建物合わせて4,450万円、それに補助金返還が4,585万8,000円、この補助金返還額は10年以上か経過しておれば戻さなくていいというような鑑定があるということがありますけれども、これがはっきりもう返答が来ているかどうか、私はまだ確認していないので分かりませんが。

じゃあ、不動産鑑定価格の4,450万円から1,500万円でしょう、民間へ売却する価格は、2,950万円、損失額が出ているわけですよ、もうここで。補助金も額も加えるなら、7,535万円損失してるわけですよ。

神尾小学校について申し上げます。神尾小学校不動産鑑定価格1億400万円、補助金返還額1億2,110万2,000円、起債残額4,489万1,000円、売却予定価格1億、損失1億6,999万3,000円。もし、この不動産鑑定価格だけで言うならば、400万円の損ですよ。そうすると、起債残の4,489万1,000円を足せば、4,889万1,000円の損失なんです。

西小学校、不動産鑑定価格4,770万円、補助金返還額6,704万円、起債残額1,059万3,000円、売却予定価格1,500万円、売却損1億1,033万3,000円。不動産鑑定価格だけで評価したとしても3,270万円の損失です。それに起債残を加えますと、4,329万3,000円の損失になってるわけです。

南小学校、不動産鑑定価格5,260万円、補助金返還額5,072万2,000円、起債残額ゼロ、売却損9,332万2,000円。不動産鑑定価格からしても4,240万円の損失です。

これだけの損失、合計するならば3億8,870万6,000円の損失です。ただ、不動産鑑定価格だけの損失をしたとしても、1億880万円の損失なんです。これだけの損失があるにもかかわらず、今、住民説明会がなされておりますけれども、情報公開をした場合に、住民はどう思われますか。

私も、学校跡地利活用として民間へ売却する、譲渡することに関しては反対ではないんですよ。企業に来てもらって雇用が生まれる。そうすれば若者が定着する、定住する。そういう利点をかなえるためには、やはり企業誘致は必要だと思います。

しかし、これだけの損失までをして急急にそういった業者を選ぶのかと。何ら工夫もしない、努力もしない。ただプロポーザルをして、そこで相手方が提示した額で売却すると。法律上、減額譲渡の議会の議決が要るからということで、減額議会をすると。私は、情けないと思いますよ。

プロポーザル方式、募集が何社あったか分かりませんが、複数あったら、最初2社選ぶとか、1社しかなかったら1社でもいいですよ。その後に、「希望価格はこれだけなのでうちよつと頑張ってくださいね」と、そういう努力をなぜしなかったのかと。

それならば、まちづくり推進課が257万4,000円獲得してまで参考価格を出した意味がないじゃないですか。その点、どう思われますか、町長。

○議長（蒲池恭一君）

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 若干、補足説明をさせていただきたいと思います。

公募型プロポーザル方式につきましては、契約の相手方を選定する際に、価格のみで判断する

のではなくて、その会社が持っております技術力、アイデア、実施方法などに関する提案を公募により求めまして、契約の目的に最も合致した企画を提案した相手方を選定するための手段ということで認識しております。

今回の学校跡地につきましては、何回も御説明しておりますけれども、町の貴重な財産でございますし、今回の提案は地域の活性化それから雇用の創出などにつながる活用が大変重要であるというふうに思っております。このため、単に土地の売却ということだけを目的にするんじゃないんで、民間事業の活力やノウハウ、創意工夫を凝らした提案を広く募り魅力ある跡地活用を目指すというものでございます。

仮に、公募型プロポーザル方式の場合は、価格を重視するのか、その企画を重視するのかという2点があるかと思いますが、仮に金額のみを重視しました場合には、例えば、企業の理念ですとか将来性、それがどうなのか、あるいは雇用ですとか地元貢献など町の活性化、発展につながるのか。

そして、何よりも今回の住民説明会でもたくさん不安の声がございましたが、排水や騒音などの問題を含めまして、地元の皆様の御迷惑になるようなものではないのかといったような大切な視点がチェックできない懸念もございます。そういったことから今回の学校跡地の活用に当たってはプロポーザル方式を採用いたしまして、価格だけではなく様々な視点から総合的に審査を行い、契約候補者の選定に至ったというところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（蒲池恭一君） よかですか、今んとで。

他に質問ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） いや、先ほどから私、言ってるでしょう。プロポーザル方式になぜあと一工夫、努力をされなかったのかと。

ただ企業体の経営ノウハウとかそういうやつを見比べるなら、ヒアリングでもいいんじゃないですか、プロポーザルじゃなくて。ヒアリングをして一般競争入札、競売方式に切り替えて、「はい、幾らで買いますか」そのほうが一番いいじゃないですか。

プロポーザル方式というのは、最低価格等々価格の提示はないわけでしょう。こちらからの提示は。ただ参考価格として載せていただけでしょう。

参考価格と最低希望価格という表現の仕方によって、相手方が取る印象というのはがらっと変わつとですよ。どうしてそれくらいの知恵が回らないんですかね。考えは町民の皆さんの財産を1円でも高く売りたいという考えをお持ちの執行部の方々が、なぜそれだけの工夫、努力をされないんですか。監査指摘にもあってますでしょう。経常収支比率が年々、悪化していると。自主財源率の低い我が町にとって、財産売却収入というのはひもつきでも何でも無いお金なんですよ。それをいかに幾ら、1円でも高く売って、自主財源を上げるかという工夫をするのは執行部、あなた方が一番、詳しい方々なので、その努力をするのは当然でしょう。それも何もしないし、ただプロポーザル方式、命名はいいですよ、プロポーザル方式と。今、猫も杓子もプロポーザル方式ですよ、世間は。でも、そこにされている方々は一工夫、二工夫されてるんですよ。ただ、

我が町はプロポーザル方式、何とか設定要領か、運営設定要領だったですかね、決めてあるのが平成18年の3月か何かにか。

それは、結局、プロポーザル方式というのは、先ほども言いましたけれども、今までは設計案を見ていたけれども、案じゃなくて設計をする人、人物を選ぶということを第一目的としているのがプロポーザル方式なんです。金額は二の次なんですよ、プロポーザル方式というのは。町民から預かってる財産を1円でも高く売りたいというなら、プロポーザル方式じゃなくてもいいんですよ。

先ほど、申し上げたこの損失金額、誰が補償、補填するんですか。町長ですか。それとも所管課長ですか。それともプロポーザル委員の方々ですか。約4億円ですよ、損失は。

ふるさと納税で2億8,000万円、集まってるとうきうきしてるけども、それ、4億に達してないじゃないですか。そのところどうですか、町長。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） プロポーザル方式は今回はこの方式では似合わなかったというような御指摘でございますが、これに当たりましては、先ほど、申し上げましたように、やはり民間事業者の方々の活力それからノウハウ、創意工夫、この辺をしっかりと生かした提案を広く募ると、そうしまして、跡地事業者の活用についての具体的な方針なり、それからまた事業内容なり、事業実施の計画、スケジュール、運営形態、雇用形態、方針、事業の収支計画、地域との交流なり地域活動の内容等加えまして、先ほどから御指摘いただいております不動産鑑定も参考価格に点数化しまして、この辺を点数化しまして評価し、選定をしたということでございます。

必ずやこのそれぞれの企業は思いを持って臨んでおられますので、必ずや我が町にとりましてもいい結果が将来、出てくるということを確認しているところでございます。

○議長（蒲池恭一君） 起債が。そこ。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） もうこのことについて、幾らやったとしても平行線ですよ。そうですね。そうでしょう。すり合わせまで下りてきますか。下りないでしょう。

もう次、行きます。

この事業の推進結果によって、今まで地域住民の指定避難所とされていた体育館が4か所減るわけですよ。だから、町として公共的な避難所、場所の設定はもう終わりましたか。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） まず、今、御質問のありましたが避難所の設定は終わったかということですが、今現在、消防交通係のほうで避難所となり得る特に地区の公民館ですね、その調査をやっております。

どういう調査かと言うと、やはり広さと駐車場がそれに耐える分だけあるかということですね。そういった調査をやっております。結果としては、まだ決まってはおりません。

それと、今の質問とは違いますけれども、先ほどの質問の中で、4億数千万の。

○10番（池田龍之介君） よかて、よかて。時間のなかけんよかて。

○総務課長（上原真二君） すみません、どの段階で売却とか一般競争入札しても、返還は生じます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質疑はございませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 「今、調査中」って。大体こういうことをかけるならば、並行作業をするのが普通でしょう。もう何か月経ってますか。

公募型プロポーザルを応募をかけたのは何月ですか。体育館がなくなるとですよ。そういうのは何も考えてないじゃないですか。まあ、それはそれで置いていて。

先の9月定例会においても町長に御提案したとき、町長も賛同されたと記憶しておりますけれども、町民体育館周辺、グラウンドいろいろなその周辺を含めたところで、「防災公園化してはいかがですか」と、「防災後方支援基地として手を挙げたらどうですか」ということを言ったときに、町長も賛同されたと、私は記憶しております。

つい先日、国交省が来年度予算の事業計画を若干、公表したものがあります。それには、減災防災について公表した事業があります。私も、内容的には詳しくはまだ調べておりませんが、そういった事業について来年度の予算で計上いたすということを国交省が発表しています。

その事業を精査された後に、もしそういった事業でもいいということであれば、他の自治体に後れを取らず、和水町が先鞭を切って名のりを上げてほしいと思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員からの御提案でございますが、これにつきましては先の議会につきまして提案をされまして、その内容からしまして私の考えとほぼ一致いたすところでございます。

そういったことで、非常に地の利から考えまして、我が町は最適であるというふうに私も考えております。これを最大限、活かしたらどうかということでございますので、国交省が今、国土強靱化計画の中でいろいろな予算獲得もなされていると思いますし、新しい事業形態も出てくると思います。

今、議員から御提案がありました件につきましては、十分、私どもも早急に情報収集いたしまして、内容をまずどういう状況なのかということを検討をしてみたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時14分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 先ほどの池田議員の御質問の一部について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

池田議員の御指摘の点、ちょっと工夫が足りないんじゃないかということを受止めたと思います。いろいろな点で検証を進めていきたいというふうに思います。

御質問の中で、「4億程度の損失」という言葉が出てまいりました。確かに不動産鑑定士の額から実際、売り払った額のその差というのは町に収入としては入ってまいりません。それは確かでございます。

ただ、起債であったり補助金、そういったものを返さなければならないということ。これがもしその4億円の中に含まれてるという解釈の中で、池田議員が言われたのであれば、プロポーザルにしろ一般競争入札にしろ指名競争入札、いろいろな方法の中でやったにしろ、これは制度上、返さなければならない金額となりますので、その辺のところの誤解を解きたいという思いでちょっと発言をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今、総務課長が言われたのは、私は、重々分かった上で言っております。鑑定額プラス補助金額プラス起債額での差が4億幾ら、不動産鑑定価格の売却価格ですら幾らと、損失というのを3段階に分けて私は説明したと思います。だから、私は理解をしております。

もう時間があと17分しかありませんので、次に移りたいと思います。

2つ目の、学校運営及び経営について、質問をいたします。

我が町においても少子高齢化は顕著であると認識をいたしておりますが、ここ数年の新生児数の推移を見ますと、町内全体で40人から70人程度であり、このことを踏まえ、どのように捉え、学校運営及び経営の中長期展望をどのようにお考えか、お示しをいただきたいと思います。

令和2年度の児童・生徒数を見てみますと、菊水小学校の児童数は全校で276名、三加和小学校で156名であろうかと思いますが、令和3年度以降の学年別児童数及び未就学児数等の資料から推察をいたしますと、菊水小学校においては、令和10年度までは全校児童数が210名以上で、三加和小学校は110名以上で保たれる希望校でありますけれども、深刻なのは中学校であります。

令和2年度の生徒数は、菊水中は116名、三加和中71名という生徒数であろうかと思いますが、小学校同様、令和3年以降の生徒数推移を推察いたしますと、菊水中においては令和13年度まではどうか120名前後を維持しております。令和14年度からは100名を割り90名から80名まで減少をいたします。三加和中はどうかと申しますと、令和14年度まではどうか70名前後を維持いたしますけれども、令和15年度からは50名から40名まで減少いたします。

このような状況であり、令和13年度まで2校合わせて200名弱であります。令和14年度以降は2校合わせても170名から120名程度の規模に減少いたすことになります。

1958年に、1学級の上程を定める義務教育標準法では、当初は50人であり、1964年に45人へ法改正がなされ、さらに1980年に40人へと法改正がなされております。

また、文部科学省は、近年の少子化並びに教職員数の対応にするための検討課題として、30人学級への移行を固めたものの、財務省の財政支出の抑制という大義名分の下に反対にあり、予算獲得には至っておらないと思っております。小学校の一、二年生に限定し30人学級を実施するにとどまっているのが現状ではないでしょうか。

そこで、学級編制について考察をいたしますと、菊水中学校においては現在から先ほど、申し上げました令和13年度くらいまでは1クラスから2クラスとなります。しかし、令和14年度以降は1クラス学級に減少することが明らかであります。また、三加和中学校にあつては、現在においても既に1学年1クラスの状態であり、将来的にも2クラスになることはないがまま推移することも明らかであります。

やっと小学校の統廃事業が終わったばかりでありますけれども、将来的に中学校の統合は視野に置くべきではなかろうかと思うところでありますが、その点はどのように捉えられているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 池田議員のただいまの質問にお答えいたします。

近年の新生児数は70人前後で推移しておりましたが、平成30年以降は40名程度まで減少しており、大変、強い危機感を持っているところでございます。

このため、子育てしやすい環境づくりはもとより、移住定住対策や企業誘致などの対策に取り組みながら、少子高齢化の流れを少しでも食い止めたいと思っているところでございます。

なお、学校運営及び経営につきましては、教育長より答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 新生児数の推移を踏まえ、今後の学校運営や経営の展望についての池田議員の御質問にお答えいたします。

和水町立小中学校規模等適正化審議会の答申を受けて、和水町教育委員会が平成20年2月21日に出しました和水町立小中学校規模適正化基本計画に4つの方針がありました。

- 1つ目が、集団の中で育む教育のための複式学級の解消。
- 2つ目が、学校規模の適正化のための小学校の統廃合。
- 3つ目が、子供の発達段階に応じた教育のための小中一貫教育の導入。
- 4つ目が、菊水、三加和地区それぞれに1小1中の教育エリアをつくる。

この4項目ですけれども、この4月に、菊水小学校が開校したことで全て達成したことになります。

ます。

しかし、この間も少子高齢化は進み、新生児数の推移を見ますと、菊水小学校も現在の学年2学級を維持できるのもあと5年くらいだと思います。順次、1クラスになっていき、10年後には菊水中学校も三加和中学校と同じように学年1クラスになっていくものと思います。

その対応策としては、今、大きく2点考えておかなければならないと思っています。

1点目は、現在の学級数を維持していくために、学校においては子供を和水の学校に通わせたいと思ってもらえるような学校づくりを進めていく。それとともに、町としては、子育て世代が移住定住しやすい住みやすい暮らしやすいと思える町にしていくための施策を積極的に進めていただきたいと思います。

2点目は、このまま減少した場合のために、小中一貫教育を進めながらも10年後の中学校をどうしていくかを検討しておかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今、教育長が最後のところで「10年後は中学校の統合を考えておかなければならない」というようなことを申されましたけれども、まさに、私はそのとおりだと思います。

でも、この事業を推し進めるのには課題が物すごくあると思いますよ。

1つ目は、もう皆様、御承知かも分かりませんが、小中一貫教育という名目、大義名分を掲げて、「小中一貫教育は同一敷地内でないとできない」と、うそを吹聴した教育長が過去おられますわ。それに基づいて三加和小学校が同一敷地内に小中一貫校をつくり上げた経緯であります。

私は、小中一貫教育というのは、場所は違っていても、ただ精神的な教育をする、同じような目標を掲げてするのが小中一貫教育じゃないかなと思っているわけですので、同一敷地内であろうとなかろうと、小中一貫教育はできるわけです。それをまた、当時の教育長が先ほど、言ったようにうそを吹聴しながら、「どうしても小中一貫校でないとできない」というようなことを言ったから、三加和小中があります。

その三加和小中学校がある関係上、中学校の統合を図る上で、それをどうするかというのが大きな1つの課題ではないだろうかと思うところであります。

それと、今さらこれを言ってもせんないことではありますけれども、私は、小学校の統合はしなければなくてもよかったんじゃないかなと思います。

それはなぜかと申しますと、登下校中に小さい、「小さい子供」と言うともう失礼に当たりますけれども、わいわいがやがやというような声を聞きながら、お年寄りの方が「あれはだれげん孫ばい」「あれはだれげんひい孫ばい」というような感じで元気の源があったんじゃないかなと思うわけですね。

そして、小学校を統合した上、やはり徒歩での通学数は減っております。なぜかというとも

う御存じのとおりスクールバスの運行をしているからであります。そういったことを考えますと、やはり。

それと、あと一つは、小学校は各地域にあっても、幾つあっても私は構わないと思うんですよ、町内に。でも、中学校は1つにしたほうがいいと思うわけです。なぜかという、同じ町内で「あんたはどこ出身だろが。なら何中学校たんね」と、「いやいや、おら、こっちん中学校あつたけん、こっちん中学校」と。同じ町内で違う中学校卒業生ができるわけですね。

そうすると、将来的にやはり絆という大げさになるかも分かりませんが、それが希薄になる場合があるわけですね。同じ町内出身者であろうとも都会に行った場合、「あんたも」というような感じで話ながらも、「ばってん、あんたの顔は見たことなかね」というような感じで、ちょっと希薄が感じられるようになるんじゃないかなと。まずそれを取っ払ってやるのも我々大人の責任というか責務ではないかと、私は考えるところであります。

これをまず、先人が実施されたのが三加和村のときですよ。三加和村のときは、緑中学校と玉名北中学校2つありましたよね。村が3村合併して三加和村、町になる前だったですかね。三加和中学校ができたのが。

それともう一つ言いたいのが、この中学校を統合することによって、合併してもう十何年になりますけれども、菊水地区とか三加和地区とか一般の町民の方々からの声が多いわけですよ。それをなくすためには、やはり中学校を一本化して、生徒間においては無論のこと保護者間においても融和の醸成が図られるんじゃないかなと思うわけですね。

和水町、和水町中学校というような感じで集まってくれば、もう菊水とか三加和とかそういう言葉が出てきにくくなるんじゃないかなと思うわけです。

今は話していても、三加和地区とか菊水地区とか、よくよく、我々も使いますけれども、一般の方々も、まだ合併して十何年たった今でもやはり菊水とか三加和とかそういう地区での過剰意識というか、そういったやつがあるんじゃないかなと思うわけです。

だから、急急に統合どうのこうのといえ、また以前のようにいろいろな問題が出てくるかも分かりませんが、長期的に統合を考えてじっくり腰を据えた中で、どういったケースで統合するのが一番いいのかというのを、やはり知恵をしぼりながら英知を結集して、いい中学校を作ってほしいと、私は願うものですから、まだ早いとも分かりませんが、そういった設置するような委員会なり、表現は何だったですかね。何とか規模、適正何とかというのがありますよね。そういったやつを早めに設置して検討していく時期じゃないかなと思っております。

その点、教育長、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 教育長の答弁を求めます。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 今後の学校運営の方向として、先に三加和小中学校は併設型ということで、学校の種類としては三加和小中学校は将来、1年から9年までをまとめて見る義務教育学校という選択もあります。

ただ、菊水地区は分離していますので、そのことがなかなか難しいと。そうすると、同じ町に

2つのタイプが学校ができるというのも大変、難しい問題にもなってきますので、やはり池田議員がおっしゃられるように将来の中学校をどうするかということは、しっかり検討しておかなければならない課題かなと思ってます。

そういう意味で、10年ぐらいまでは何とか今の状態でも行けるかと思えますけれども、その先のことを考えながら、今、池田議員が申されましたような検討していく期間をつくりながら対応していかなければいけない問題ではあるなというふうには思ってます。

○議長（蒲池恭一君） 時間が残り少なくなってます。

1問だけ。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 教育長、よろしく願いしておきます。

時間も、もう残り1分となりましたけれども、最後に、スクールバスのことについて、御提案いたします。

今、スクールバスが三加和地区、菊水地区において約4,500万円の業務委託金を支出しております。そのうち383万3,000円が国庫補助として。

児童数が菊水小学校276名中125名、三加和が151名中116名がスクールバスを利用しているかと思えます。全体からすると5割、56%程度の方がスクールバスを利用されておりますけれども、残りの44%、約45%程度の方が徒歩通学をされておると。

私は、これは統合したから致し方ないかなと思えますけれども、全額無料化じゃなくて、やはりそれ相応の応分な負担額を取ったほうがいいんじゃないかなと思うわけですね。

なぜかという、やはりこのスクールバス事業で不公平感を生んでるわけですよ。もう児童・生徒1人当たり1万6,000円くらいの不公平感が出ておりますので、そここのところの是正策として無料バスじゃなくて応分な負担はやはり考えるべきじゃないかなと思うところであります。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、池田議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時44分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、白木議員の発言を許します。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 皆様、改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

2番議員の白木でございます。

師走のお忙しい中に議会傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。時間が押しており

ますけれども、しばらくの間、お付き合いください。

本年も残すところあと二十日余りとなりました。今年は、皆さんの生活が一変したとんでもない年だったのではないのでしょうか。移動の制限に活動の自粛、日常的なマスクの着用など、これまでに経験したことのない抑制を虐げられた年ではなかったのでしょうか。

我が町も様々なイベントの中止、公民館などの公共施設の使用中止、小中学校の休校など、今まで当たり前前にできたことが全くできない、または制限を受けるといった歯がゆい思いをしているところであります。

これまで私たち人間、人類は幾つもの困難を乗り越えて今の世界を形成してきました。人類の歴史は、感染症との闘いといわれるように、約100年前にインフルエンザウイルスによる通称スペイン風邪が世界的大流行をしました。

当時の日本の人口約5,500万人のうち約2,380万人が感染し、約39万人が死亡しました。その当時の新聞にも、連日、感染者数と死亡者数が毎日、掲載され、予防法も今と変わらずマスク着用に手洗い、公衆の前の立入り制限がなされたようです。約3年の月日を経て終息したとあります。

現代の医療の進歩は飛躍的に進み、このコロナウイルスとの闘いもいずれは終わりが来ることでしょう。そのときまで私たちは生き続けなければならない。そして、ここにいるみんなで町を盛り上げ、苦しい思いをしている人には手を差し伸べる気持ちを忘れてはならないと私は思います。おのおのの立場でできることをしっかり考え、町の将来のために頑張りましょう。

来年は、コロナに打ち勝つような町政運営を町長には期待しまして、前置きが長くなりましたが、通告しておりました質問を始めます。

1、学校跡地活用について。

要旨（1）小学校の統合によって廃校となった6校のうち、4校が公募型プロポーザルによる活用事業の募集、契約候補者の選定が行われたが、現在の進捗状況と今後の予定について問う。

要旨（2）旧神尾小学校跡地活用の住民説明会では新聞に取り上げられるほどの反対意見が出し、計2回の住民説明会が開かれた。私は執行部側の落ち度だったと思う。

今後のためにも反省点の検証は行ったか問う。

要旨の（1）については、昨日の一般質問である程度の理解をしておりますので、答弁は結構です。

執行部におかれましては、明瞭な答弁をお願いします。再質問以降は、質問席にて行います。

○議長（蒲池恭一君） 白木議員、議会だよりに載せるときに、載っとらんと、載せられんばつてん、よかや。よか。議会だよりに載せるときに、載せられんばい。

○2番（白木 淳君） 大丈夫です。

○議長（蒲池恭一君） よかね。

執行部の答弁は、要旨（1）は省いていいということですので省いていただいて、要旨（2）を答弁していただくようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 白木議員の質問にお答えをいたします。

要旨の（１）につきましては、答弁は不要ということでございますので割愛をさせていただき、要旨（２）の部分につきましては、答弁をさせていただきます。

旧神尾小学校跡地活用の住民説明会では新聞に取り上げられるほどの反対意見が続出し、計２回の住民説明会が開かれた。私は執行部側の落ち度だったと思う。今後のためにも反省点の検証は行ったかというようなお問い合わせでございます。

１回目の説明会で参加された住民の皆さんから、排水、水道水、騒音、景観など環境面に関する質問やプロポーザル実施に対する質問に対する執行部側の回答について、説明情報不足の指摘がございました。説明会の進め方についても、質問者が集中してしまい、多くの皆様から御意見を伺うことができませんでした。

このため、第１回目の説明会終了後、町内で検証を行い、まずは説明会の円滑な進行と質問に対する丁寧で分かりやすい回答ができるように、質問の数は１人１項目を原則とすること。当日の質問も可能ではあるが、可能な限り事前に質問を受け付けることとし、神尾校区の全世帯にチラシを配布したところです。

このような対策をした上で、10月30日に再度、説明会を開催いたしました。事前に頂いた質問も含めて、改めて旧神尾小学校跡地施設活用事業の経緯と排水や騒音など環境面での影響は想定されないことなどにつきまして、丁寧に説明をしますとともに、今回の学校跡地の活用、企業誘致に対する私の思いと決意をお伝えしたところでございます。

２回も様々な意見がありましたが、１回目と異なりまして、企業誘致の期待の声などより多くの御意見を伺うことができたと思っております。

この２回目の説明会では、３名の方だったと思っておりますが、環境問題など地域住民の皆様の不安については、解消につながるような十分な説明ができたと思っております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問、ありませんか。

２番 白木君

○２番（白木 淳君） 今定例会では熊日新聞にも大々的に旧神尾小学校での説明会の報道がされたことから、議員各位の質問事項も学校跡地活用を多数、占めております。自分たちが育った学び舎がどのように活用されるのか、またどう変わっていくのか、住民の皆さんの関心の高さもひとしおだろーと思っております。

私は、やはり１回目の説明会は執行部側の説明不足は否めないというふうに思います。

それと、住民の方に理解していただくためには、やはり説明会の前にワークショップといひますか工場見学といひますか、そういうものに足を運んでいただくというのがよかつたんじゃないかなと。どういう製品を作っているとか、資料、テキストみたいなものを配られましたけども、実際、目で見てみないと、どれだけすごいことをやっている会社かとかいひるのは分からないと思ひうんですよね。騒音の問題とかありましたけど、実際、工場でどういう音がしてひいて、どれくら

いの大ききなのか、それを直にやはり体験してもらおうということが一番だったと私は思います。今となつては、もうどうすることもできませんけども、反省点として、これからいろいろ事業はありますので、この先、南小学校もありますし、これからの事業に生かしていただきたいというふうに私は思っております。

私も、支持してくださる一部の方ではありますけども、活用についての話合い、また、説明会での様子などを話合いをしたり説明に行ったりしました。基本的に、企業誘致に反対という方は私の支持者の中にはおられませんけども、それでもやはり騒音と水、これはやはり心配される方が多いんですね。

昨日の説明であった防音ボックス、深夜帯でも50デシベル以下だと。機械音だけじゃないんですね。結局、24時間操業になると車の出入り、トラックなんか長距離の場合、例えば、こっちから東京に行く、東京に前日に着いて、次の日の朝、積込みとか、いろいろ朝、下ろすとかそういうのがあるんですね。となると、駐車場でエンジンかけっ放しで寝たりするんですよ。そういうことが考えられると、結局、エンジン音でこの前、デシベルが60デシベル、検査されたときに車の音が60デシベルくらいだったと。しかし、エンジンをかけっ放しだったら、多分、60デシベルじゃ済まないと思うんですね。そういうところも、例えば、会社の人と話し合っ、夜はなつたけエンジンをかけてもらわないようにとか、そういう工夫もいろいろあると思いますけど。

今後の議会で承認されれば売買契約、そして基本協定の取り交わしと進んでいくと思っておりますけども、近隣住民の方が心配されるこの騒音、生活用水排水の水、におい、化学物質の使用、これは大変、大事な問題だというふうに私は思います。基本協定の中にももちろん盛り込まれるというふうに思いますが、住民の方が基本協定の中身を知ることが、もうちょっとなかなか難しいと思うんですね。これは案というか、私は思いますが、近隣の地区と会社との間で環境協定を結ぶべきじゃないかなあと私は考えております。

そこで、いま一度、町長にお尋ねしたいんですけど、もし諸問題が出てきた場合、町はどこまで本当に責任を持って対処するつもりがあるのか。

また、間を取り持って環境協定を結ばせる気持ちがあるのかをお聞かせください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいまの質問の、一番地元の皆さん方が心配しておられるのは騒音、そして水、そして排水、こういったことかというふうに思います。私も説明会の中でお話を聞きまして、ひしひしと実感をしたところでございます。

これにつきましては、やはり住民の皆さんが生活していく上で心配をされるのはもう当然のことだと思います。誰だって一番心配なのは、日常の生活が大丈夫なのかと。特に、騒音あたりにつきましてはそりゃあ心配であると思います。それには法的にももちろんクリアしてもらえないし、そして、それよりももっと厳しい対応もしていただくというのは企業側には我々としては求めていく、そして、安心安全を確保していくというのは当然だと思いますので、今ありましたこの環境協定、この辺につきましてはこれから進めていく協議の中でしっかりと詰めて、

状況によっては当然、文言の中に盛り込んでいくということは必要かと思えます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） まちづくり何かありますか。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの白木議員の御質問にお答えしたいと思います。昨日の答弁等で環境問題について何点がありましたが、今、車の件だけが答弁の中になかったと思いますのでお答えしたいと思います。

車の出入りですけど、基本的にはリングさんのほうにつきましては1日に5台くらい、大型車等が何回も出入りすることはないと。今、御質問にあったような敷地内で仮眠を取られて夜、出ていくようなことはないということで伺っております。

それと、協定につきましては、売買契約の中で町としては基本協定書というものを交わします。その中では、プロポにも入れてましたとおり地域住民の交流や連携、または周辺への配慮をしなければならないという項目を入れておりますので、その後、そういったツツァとうがあれば、当然、協定のほうが結ばれるかなとは考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問はありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 地元の心配されることはやはりあると思えますので、私はその基本協定だけでなく環境協定は結んでいただきたいと。

そして、一つ一つの問題を丁寧にクリアして、会社も神尾小学校に来てよかった、また、住んでいる住民も会社が来てくれてよかったと。お互いがウインウインになることを私は期待します。

私は、神尾小学校出身ですので、私の発言を気にされる方もおられるかもしれませんが、昨日、町長が気持ちを、神尾小学校に対して話されましたし、これまでも説明会でも話してこられたのを聞いております。その思いを尊重したいと思います。私自身も、将来のためにはやはり企業誘致には賛成したいというふうに思っております。

2回目の説明会が開かれてしばらくしてから、住民の方から、どこの住民とかそういうのはいませんが、反対の署名を集めていらっしゃるというふうにお伺いをいたしました。反対されるのは、その方たちの思いとか考えがあるから、それはいいじゃないかと私は思いましたけども、でたらめなことを言って署名を集めて、これは納得ができないと。

この場でお話をさせていただきますけど、その内容というのが、「地域からの雇用はないらしい。山鹿市から追い出されたらしい。町長はお金をもらっているらしい。推進している議員はお金をもらっているらしい」など説明会での内容とかけ離れた「らしい話」で、説明に来られていない方が署名を集めに来られて、よく理解できてない方などからすると容易に署名してしまうんじゃないですか。というふうに、私は思いました。

町長や私たち議員が悪く言われるのは立場上、別に構わないんです。いいんです。

ですけども、「地域から雇用はない」とか「山鹿市から追い出された」とか全く根も葉もない

悪口を言われるのは、これは企業のイメージ、また、私たち和水町のイメージも、これはちょっといかなものかと私は思います。

その後、署名活動の話は聞かなくなりましたが、もし今後、「らしい話」をうのみにして信憑性に乏しい反対の署名が出された場合、町はどのような取扱いをするのか。

また、うその情報で混乱に陥れられるような活動をされる方に、法的な手段を取る考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 全く根も葉もないようなことを吹聴して住民の方々が惑うようなことをなさるといのは大変、遺憾なことであると思います。事実ならばまだしも全く、今、聞きましたことはないようなことばかりです。憤慨に堪えません。やはり企業のイメージも悪くなりますし町のイメージも悪くなると、双方にとっていいことは何もないというふうになると思います。

先ほど、議員おっしゃいましたように、やはり町もよくならにやいかん、企業も一緒に共によくならにやいかん。そして、地域が一体となっていくことが最終的にはこの目的ですから、それがあれば、やはり町も企業もどんどん反映していく、伸びていくというふうに私は思っております。そういう環境づくりは当然、町も努力すべきところはしていく、企業もそれはされると思いますけれども。

もしも、いろいろそのような文書等が出てまいりましたときは、その折、まず読ませていただいて、受け付けるかどうかはしっかりと考えることであると思っております。

○議長（蒲池恭一君） 法的手段。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） その内容にもよりますけれども、法的手段という点では、弁護士さんあたりと相談をしながら進めることになると思います。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） もしそういうのが出てきた場合は、ちゃんと、ここはもう引き下がっちゃいかんですよ。ちゃんとやってください。

こういった疑いを持たれる原因の1つに、私はやはりプロポーザルの審査がちょっとあるのかあなというふうに思います。

今回の学校跡地活用についてのプロポーザルには、議長も選定委員として名を連ねております。今年2月に発表になったスクールバスの業務委託については、町長も議長も選定委員となっております。これはもう説明がありましたので本当だと思います。プロポーザルの内容とかそういうのは私たちは知ることがないでしょうけども、そういうふうに説明があったのでそうだと思います。

私は常々、こういうのに町長、議長その上の人たちがなっているのかなあと、やはりちょっとどこかに引っかかる場所があって、実際、荒玉2市3町全てを調べさせていただきました。担

当者にお電話をして、また例規集がありますので、そういうのを調べて。

審査委員会の設置規程というのがあるのが和水町を除いて2つの自治体です。どこの町とは言いませんけども2つの自治体です。首長が選定委員になる自治体は、よほどの重要案件のときが和水町を除いて1件。「よほどの」ですよ。そして、議長もしくは議員が選定委員になる自治体は我が町を除いてゼロです。それだけこの自治体も、市民・町民に疑いを持たれないようなクリーンな運営をしているというふうに私は思います。

和水町プロポーザル審査委員会設置規定の第4条「審査委員会の委員長には和水町長を充てる」というふうになっております。私は、ここがそもそも間違いじゃないかなあと。

また、これは違うかもしれませんが、和水町工事請負建設業者審査要領の第2条の第2項、この審査会の会長には副町長が当たるというふうになってます。副町長は、選挙で選ばれるわけではありませんから、別に、どこの町も大体、規約には副町長がなるというふうに、規約のあるところでは書いてあります。

プロポーザルと入札とでは性質が違うので一概にどうこうとは言えませんが、やはりプロポーザルの審査委員会の設置規定の第4条を変えないのかなあと、和水町長から副町長に。同じ平成18年にできて同じような例規ですよ、要領というか。第4条を変えないのか。

それと、これからも町長、議長が選定委員として選ばれていくのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） まず、跡地活用につきましては、町の非常に大きなプロジェクトということでございますので、有識者それから地域の代表さん、それから関係する幹部職員に加えて、先ほどございました町長と議会の代表ということで審査会のメンバーを選定いたしております。

ちなみに先ほど、出ました合併直後、平成18年3月に定められました和水町プロポーザル審査委員会設置規定でございますけれども、これは議員、見られたとおりでございますが、第1条で、「設計者の選定」それから第3条で、「建築関係者を参加させる」ということになっております。ですから、ちょっと私もこれは定かではございませんが、多分、建築関係の設計のプロポーザルをするときの設置規定じゃないかというふうに思っております。

ただ、これを受けまして平成23年に三加和小中学校の設計業務の公開のプロポーザルが行われております。そのときの審査委員が、もちろんこれに基づきますので、当時の町長それから議長、教育長、それに4名の建築家の方を選定してございます。

先ほどの御質問がありました、「今は町長、議長が入っったり入ったらなかったり」というお話でございますけれども、多分、和水町でこの平成18年3月の規定が一番早くできてる頃じゃないかなと思いますので、これに少し引っ張られているところはあったのかなというふうに思っております。

ただ、一つ一つのプロポーザル、今、町内で最近たくさんプロポーザルやっております。その

中で、先ほど、おっしゃいましたようにいろいろ金額なり業務の内容なり、事の大きさ、その辺のところの取扱いが若干、バランスを欠いておるようなところも実際ございますので、そういった点につきましては、見直すべきところはしっかり見直していく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 答弁ありがとうございました。

重要ならば重要なほど、議長、町長を入れるべきではないと私は思います。

先ほど、ありましたけど、これが和水町学校跡地のプロポーザルの要綱なんですけども、結局、これをつくれるのも平成18年のプロポーザルが基になっているというか、というふうに私は思うんですよね。

このプロポーザルの要綱には、「審査委員会について」というのは載らないです、大体。やはり町民は誰がプロポーザルの審査をしたかが、やはり気になる場所がありますよね。バス問題もちょっとざわざわと和水町でしましたので。そういう疑いを持たれないように、プロポーザルというのは入札と違って内容が特に重視されるわけですよね。提案がよければ誰にでもチャンスがあるわけで、その審査結果に疑いを持たれるというようなこともありますので、くれぐれも慎重に、そしてクリーンで公平、そういう審査をお願いしたいというふうに私は思います。

何か町長、言うことがあれば。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま白木議員からいろいろ御提案、御指摘いただきました件、しっかりと受け止めまして、変えるべきところは変えていくというのは基本だと思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） ありがとうございました。

それでは2つ目の質問のほうに、観光振興についてのほうに移りたいと思います。

要旨（1）旧神尾小学校跡地活用の住民説明会での反対意見の中に、温泉を活用した町づくりについて意見があったが、町としては三加和温泉周辺の活用をどのように考えているか問う。

要旨（2）コロナ禍において、観光につながる業種や飲食業はかなりの打撃を受けている。補助金やプレミアム付商品券の発行など行われているが、本当に助けられているのか。町長の思いと今後の考えを問う。

お願いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま白木議員から、観光振興について2点についてお伺いしたいというのでございます。

まず、1点目ですけれども、三加和温泉周辺の活用についての質問ですが、三加和温泉は本町を代表する観光資源でございます。これまで三加和温泉や緑採館、さらには金栗四三ミュージアムを建設し、様々なイベントなどを開催しながら和水町への誘客に努めてまいったところです。

今後は、和水町まちづくり総合計画にも掲げておりますように、温泉はもとより農業や食、農村文化など地域資源を生かした都市との交流や県北地域の菊池市、山鹿市、玉名市と連携した広域観光の推進、さらには町の広告塔であるマスコットキャラクターなごみんを活用したPR活動によりまして、関係者の皆さんと共に三加和温泉周辺の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次、2点目が、まず、新型コロナウイルス感染症に関わる関係事業の状況について、説明をいたします。

最初に、6月に開始しました事業継続支援金の状況です。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に起因しまして状況が悪化している町内の中小企業等に対しまして、一定期間の一月の売上額が前年対比月の20から50%未満に減少している事業者に対しまして10万円を交付するもので、13件の申請がっております。うち観光や飲食業に関係する事業者は2件、交付を行っております。件数が少ないのは、減少幅が50%を超えている事業所が多いために、国の持続化給付金を申請されているようでございます。

続きまして、7月に生活応援商品券を交付いたしております。

この事業は、新型コロナウイルス感染拡大に起因した地域経済活動の停滞に鑑み、地域振興及び住民生活に対する適切な配慮を行うために実施したもので、世帯主に対しまして世帯員1人当たり5,000円分の商品券を送付しております。登録事業者は125店舗、換金率が81.2%、金額で3,968万2,000円となっております。商品券を使用した業種の上位5位までを申し上げますと、商店・スーパーが全体の69%、ガソリンスタンドが12%、飲食店が4.9%、物産館・温泉が4.6%、衣料・ギフト関係が3.1%となっております。

次に、10月に開始しました感染症対策補助金についてです。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策を行う町内の事業者に対しまして、感染症対策費用の一部を助成するもので、上限10万円としており、21件の申請がありました。19件の補助金を交付いたしております。観光や飲食業に関係する業種につきましては7件で67万7,600円を交付しております。プレミアム商品券につきましては、食事券2,500冊中1,961冊78%、共通商品券は1,000冊完売でございます。観光バス券は100冊中24冊24%、述べ906人の方が購入され、合計2,368万5,000円分が販売をされております。

白木議員の御質問にあったように、補助金やプレミアム商品券の発行が行われているが、本当に助けられているのかということですが、事業者からは、「食事券は本当に助かった」と。「感染症対策補助金も助かった。また、このような補助事業がなかったら、廃業もしくは営業形態の

変更を考えなければならなかった」というような声もございました。

私といたしましても、新型コロナウイルス感染症に負けることなく、町内事業者の方々が事業継続できるように、国の経済対策の動向等を注視しながら、検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） ちょっと今のでいろいろな業者の方からの声があるみたいですけど、満足はしないでください。まだまだ足りません。本当にやばいところはあります。

ちょっと（1）の質問からまず行きますけれども、御存じのとおり三加和温泉は九州トップクラスの高アルカリ性の温泉で、週末には県内外からお客さんでにぎわう温泉でございます。このコロナ禍でも、家族湯では感染症対策をばっちり取って温泉客を受け入れていらっしゃいます。

企業努力ももちろん大事です。ですけども、やはり町がPR活動をするのがちょっと足りないかなと、私自身思います。

なんでかといいますと、町のホームページから、またホームページのことを言いますが、リンクしている、つながっているホームページがありますけども、更新が全くされてないんですよ。もう平成何年だろう、二十何年から。お客さんを本当に呼ぼうと思うなら、やはり更新をせにゃあならんとですよ。それはもう一番の条件です。集客を促す意味でもホームページの更新は大事だと思いますので、観光協会とかと連携を強化して、1人でも多くの方に温泉に来ていただけるように努力していただきたいと。

最近、人気の温泉ユーチューバーなんていうのがおられますので、依頼をしてでも動画で紹介してもらったり。実際そういうところがあるんですよ、青森とか、私が登録している青森の方なんかは、もう青森の全部の温泉に行かれています。依頼があつて、岩手とかほかのところにも行って、「この温泉は本当にいい」と。本当にいいが、温泉が好きだから、その人が「いい」と言われるわけですけども、三加和温泉も来てもらって、本当にいいという自慢が私たちできますよね。温泉に入ったことがある人は。本当にいいんだから。それを紹介してもらおうというような何か手がかりというか、そういうようなものを考えてみてはいかがでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 白木議員の御質問にお答えいたします。

今のホームページの更新等、それから集客するために町の観光協会それから町のホームページの更新といったもの、それから温泉ユーチューバー、ああいったところの御紹介、もしくは依頼をしてPRをできないかという御質問だったと思います。

まず、ホームページの更新につきましては、こちらのほうで現状としてできていなかったところで、再度、改めまして更新をかけるように進めていきたいと思っております。また、観光協会のほうもフェイスブック等々をスタートさせておりますので、そちらのほうとの協力をお願いを

して、再度、周知をしていきたいと思っております。

温泉のユーチューバーにつきましては、今後、どういった方がいらっしゃるのかも調査をさせていただいて、何かしらの対策を取っていききたいというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 平山温泉なんかにもユーチューバーの方が来られておりますので、少しでも三加和温泉をもっと発信できるように、お願いしたいと思います。

そして（2）の関連質問をさせていただきますけども、町で所有している観光施設の肥後民家村、これも気になりますのでお伺いします。

まずは、過去5年間のお客さんの数を教えてください。お願いします。

○議長（蒲池恭一君）

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 白木議員の御質問にお答えいたします。

過去5年間の入込客ということで、まず平成27年1万5,602人、平成28年1万4,301人、平成29年2万3,439人、平成30年1万6,970人、令和元年1万3,663人、今年度、令和2年ですが、11月までの状況としまして8,399人となっております。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 今の答弁によりますと、平成29年の来客数が多かったようですけども、この多かった要因、これは何でしょうか。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 先ほど、5年間の入込客数のほうをお伝えしておりますが、平成29年は突出して入込客数が多くなってきております。

当時の事情等を確認しましたところ、民家村内での店舗の交代、それが大体、主なものかなあというふうに考えており、平成29年4月にNHKの大河ドラマ「いだてん」の放送決定を受けております。こういった中で、和水町への来町者が増えて、観光地である肥後民家村のほうにも一般客の方の増加につながっているのではないかとというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 平成29年は金栗効果があったということで承知いたしました。

今年はコロナ禍でしようがないにしても、平成30年から大幅に来客数が減っているのはいかなものでしょうか。大河ドラマの「いだてん」が放送されていたのは去年です。だから令和元年なんです。金栗四三ミュージアムとか生家記念館があったのでそちらのほうに客が流れたというふうに考えても間違いじゃないと思いますけども、この平成29年から平成30年に移るときに6,000人減ってます。平成30年から令和元年に移るとき3,000人減ってます。ちょっと減り過ぎじゃないかなあと、私は思いました。

民家村で商いをされている方もやはりいるので、ちょっとひどい話じゃないかなと。平成30年、令和元年というのは、コロナは関係ないですもんね、全く。コロナは今年なんだから。今年の2月からわざわざしてきたんでしょう。全然、関係ないです。民家村は町所有の財産ですよ。手をかける、または策を練るといのはもう当然のことです。

そこで質問ですけども、今、コロナ禍の中ですけども、これから今後どのように民家村を活用しようと考えているか。

それと、集客をどうやってしていくのか、お答えください。

○議長（蒲池恭一君）

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 白木議員の質問にお答えいたします。

まず、平成30年以降、減少しているというところがございます。白木議員が申されましたように、いってん関係は平成30年から増えているというような状況でございますが、肥後民家村に来られるお客様の数は減ってはきておりますが、町全体に入ってくるお客様という、平成29年から平成30年にかけて増えてますし、また、平成31年もいってんの効果ということでかなりの増ということで、特に平成30年から31年にかけては24万人くらいですか、トータル的には増えているというような状況でございます。

そういった中で、なぜこの肥後民家村だけ減っているのかというふうなお話だったと思います。この平成30年以降なんですが、工房の中に入っていらっしゃる店舗のほうは2軒、退去されているというのも事実でございます。また、団体とか一般の方の来場もやはりいってんのほうに取られていったというようなことも考えております。また、町のほうも金栗関係のPRにほとんど力を入れておりましたので、周辺につなげようというところが若干、弱くて、結果としてこういった数値になったのかなというふうに考えております。

また、今後の肥後民家村の活性化についてということでございますが、こちらは現状はあくまでも新型コロナウイルス感染症の関係でということになりますが、ウィズコロナということで、しっかりと感染症対策をしながら、まず肥後民家村をPRしていくということが重要というふうに考えております。

また、大河ドラマいってんの効果というものもまだまだ継続していけるかと思っておりますので、和水町が全国にPRすることができるように、継続してPRに力を注いでいきたいというふうに考えております。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 今、コロナ禍でなかなか難しい面もあると思います。でも、感染症対策にこれだけお金をかけてやっています。何かできることがあるんじゃないだろうかと思っております。

終息後に向けての準備も今、できる、終息後に向けて。と思っておりますので、しっかり頑張りたいと思います。

前回の9月定例会のときに5番議員が言われましたけれども、民家村の中で傷んでいるところ

が結構あるとか、いろいろ写真を交えてここで紹介されましたよね。そういうところも修復もやはり今のうちにやって、もうコロナがあったら、終わったらというといけませんけども、やはりあまり町が傷んでいるところは見せたくないですよ。だから少しでも早く、そこら辺をきれいにさせていただいて頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、日曜日の熊日新聞にも記事が載っていましたが、竈門神社が盛り上がっております。昨日の一般質問の中でも4番議員が鬼滅の刃についてお話しされましたけれども、町長は、御覧になられたでしょうか。お答えください。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 鬼滅の刃関係で、竈門菅原神社が一躍注目を浴び出したということは、テレビで私も知りまして、テレビの取材があるということは聞いておりました。

しかし、30分の時間をかけてこれが放送になったと、そこまでは思っていなくて、ちょっとぼっと入るくらいだろうと思ってたら、かなり時間を割いての紹介でございましたので、これはすごいなあと思ひまして、その明るる日、私も3回ほど状況を見に行っております。

多い日は、ちょうど私が行きましたのは昼頃だったんですけど、「今日はもう既に午前中で80人くらい来られました」というようなことで、多かった日はかなりの人数を集めておるようではなかろうかと。そういったことで、地域の皆さん方も非常に興味を持たれて、区長さん、それから宮総代さんあたりが中心になって、これは何とかしてしっかりここは一丸となってやろうということで、そこで宮司が齋木議員ですので、その辺もしっかりいろいろ思考を凝らして準備を一緒になってされているところにちょうど行ったところでした。

そして、来られた方が「来年は丑年だから、この牛の像が主役ですよ」と。「1年間は続きますよ」というようなことも言われて、あんなほどと、これは干支だから、来年はうしの年だけ、しっかりこれはこの牛が守ってくれているということをやはり皆さんにもお伝えすることも大事ななあ。それが次の客を呼び込むあれにもつながってくるというふうにも思ひまして、このいわれと説明書きをここに置いたらどうだろうか、そういうこともちょっと話をしたら、すぐ準備をしていただいたところですよ。

とにかく地域が一体となって、これをうまく地域の活性化にもつなげていこうという努力をされているところ、私もこれは非常に興味をしているところですよ。

毎日ではございませんけれども、土曜、日曜、祭日、この辺をしっかり対応しておられると、寒い中によく頑張っておられるなあということで、私も町としてできることは、これは1つのチャンスですので、これを生かしていくというようなことも大事かと思ひます。

白木議員も御家族そろっておいでになりましたという話を聞きました。「先ほど、来られましたよ」ということで、しっかり議員も活性化のために何かやらにゃいかんという思いで足を運んでいただき、そしてまたいろいろその後も検討もされているようでございますので、大変、心強く大変ありがたく思っているところですよ。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） 皆さん、御存じのとおり子供から大人までファンがいて、毎日、テレビやネットで音楽だったり映像を見ない日はないくらい人気の漫画でございます。

主人公の竈門炭治郎の苗字から竈門神社が物語の聖地としてにぎわっているということでございます。11月22日に、太宰府市にあります宝満宮 竈門神社に参拝させていただきました。大宰府天満宮から1キロちょっとくらいで、そこから歩いていかれる方もいて、もうちょっと想像を絶する多さでした。

私が行ったとき、雨だったんですよ、22日は。私が3時頃に着いて、大体、お宮の中に三、四百人はおられたと思います。もう駐車場も満杯でした。中には小さなお子さんが主人公の妹の禰豆子のコスプレをして参拝においでてました。

この神社が最初に聖地として人気を博したわけですけども、私、また次の29日に今度は筑後市の溝口竈門神社に参拝しました。現在、公開中の映画のワンシーンで「溝口少年」と名前が出たことから、ここが本当の聖地じゃないかというふうなことをささやかかれて、今ではたくさんの参拝者でにぎわっていました、実際、私が行ったときも。

私が実際、行って、地元の方が管理をされていて、今の竈門地区と同じような感じでコンテナを作って中に七、八人の地元の方で受付をされてまして、お話を伺いました。この神社は、地区のみなどで管理をしていると。無人の神社ですよ。それで、私が2時半くらいにこのとき行っただんですけど、「絵馬が今日は150枚くらいかけられました。実際、来られたお客さんの数はもう倍以上でしょうね」と、「わあ、すごいですね」とお話をしました。そしたら、そこにおられた地元の方が言われたことが、「私たちは大宰府の竈門神社を抜くことが今の目標です」と。

もうそこにおられるみんなが意気揚々とされてるんですね。この皆さんのやる気に感心しました。また、確実にまちづくりになってますよね、溝口地区のですね。今では、お宮に入る参道にはリンゴあめだったりポテトだったり、鬼滅の刃の何かキャラクター物を買ったりとかそういう出店まで出てます。

それで、竈門神社というのが九州に11か所あります、調べましたら。私、まだ3か所しか行ってません、宝満宮、溝口、そして竈門地区の竈門神社ですね。いずれはこの全ての神社を網羅したいというふうに思います。

竈門という地名ですね、これは全国に1か所なんですよね。この和水町だけ。これを前面に押し出して、これはまちづくりにならないかなあと。先ほど、町長も言われましたけども、私はそう思うんですよ。

例えば、この和水、九州のへそですよ。九州のへその地、和水町で行う竈門神社サミットとか、ちょっと面白いんじゃないかなあと勝手に思いました。コスプレイベントなんていうのはもちろんこれから先、されることでしょう。と思います。溝口竈門神社でもコスプレイベントがありました。

私は思いますのに、町長がコスプレして、市松模様の緑と黒のを着て、ユーチューブなんかで「全集中」と言いながら町のPRをするなんていうのは、これはとってもいいことだと思います。

大変、面白いと思います。実際、よそでされているところもあるんです。鬼滅の刃だけじゃなくて、町長がピエロといたらいいんですけども、町を盛り上げるためにそれくらいでもいいと、私は思います。

この前、町長にもお話ししましたが、高校生に絵を書いてもらって、竈門大橋に、言っても分からないかもしれませんが、主人公たちの隊と、鬼のほうの隊と、つき合わせて、そこが聖地になるんじゃないかなと、「竈門」という地名で。私はそういうのも面白いかなと思います。

とにかく竈門の地区の皆さんの協力なしにはいけませんので、「和水町を盛り上げるために協力してください」というふうをお願いしてみてください。こういうイベントとかPRとかにお金を使うのは私は大賛成します。

以前、ネットの書き込みがありまして、書いてあったことですが、「町は竈門には手をつけならしい」とか「金栗四三で燃え尽きちゃったみたい」などと書かれています。そんなことないですよ。 「町が本気を出したらやばかった」と書かれるくらいの意地を見せてほしいと思います。

町長のお考えをどうぞ。

○議長（蒲池恭一君） 観光振興ということで、要旨にありませんけども質問をお受けさせていただいていいですかね、町長、いいですか。

町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今、白木議員から貴重な御提案をいただきました。本当にありがとうございます。今おっしゃったことは一つ一つが意味があるし、すごいことだと私、ここまでちょっと気づいておりませんでしたので、これをやるならば1つでもいい、まねしてでもいいから、やはりやる場所はやるというようなことが大事かなと思います。

まずはしかし、地元の皆さん方の気持ちというか、地元の盛り上がりが大事ですので、まずは区長さんに話をして、そして、こういうことをやったらどうかというようなことも言いながら、そして町として対応できる分はしっかり対応していく。コスプレ大会とか、それから私が自らやれと、これはもうそれで盛り上がるならばやぶさかではございませんので、喜んでやりたいと思います。

とにかく担当課を中心に、早急に詰めるところは詰めていく、そして、これをチャンスと捉えまして、この間、来られた方も「来年はうし年だから1年間は続きますよ」と。「牛かの牛はあるじゃないですか」と言って、「そこに別府のところがもういっぱいおさい銭が上がる」と見せられたすもん。「こがん状況ですよ」ということで。「ですから、ここもそがんしなはったら、もう全然違いますよ」と。「そしてしっかり投げてもらって、帰ってもらうということは大事ですよ」と。そして、「次から次に皆さんが来られますよ。チャンスですよ」という話も伺っております。町としても、この手を逃す手はないと思いますので、私はまだこの漫画を読んだことまございません。ストーリーはちょっと議員からこの間、聞きましたので、ああ、そういうことか

と分かりましたけれども、しかし、経済効果が新聞に載っておりましたけれども、「鬼滅の刃の経済効果2,000億超」と、これは12月5日の日経で、太々載ってたわけですけども。

それから、12月6日に熊日新聞で、先ほど言いました竈門神社の件が半ページにわたって載ったというようなことで、今、社会現象になってるというふうに思います。これをしっかり生かさないと手はないんじゃないかという叱咤激励をいただきましたので、しっかり対応するところは担当課も頑張っていきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 時間がありませんので、最後に締め言葉でも。あるなら、いいですか。

2番 白木君

○2番（白木 淳君） ありがとうございます。時間も来ましたのでこれで終わりたいと思いますけども、竈門、あの神社、町長も行かれて知っておられると思いますけども、竈門神社が鬼滅の刃で、あるのが牛、来年うし年、来年オリンピックで廣田選手が出る。もう3拍子そろってるんですよ。盛大に盛り上げていただきたいと思ひまして、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、白木議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

1時45分から。

休憩 午後0時44分

再開 午後1時44分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、秋丸議員の発言を許します。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

7番議員の秋丸要一です。

本日は、お忙しい中、議会傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様には、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて今回は、コロナワクチンについて、少々、述べたいと思います。

イギリスでは、ワクチンの接種が始まりました。待望のワクチンができれば、コロナはやがて終息に向かうと多くの人が信じています。

しかし、注目の新型コロナワクチンは、遺伝子ワクチンといわれています。遺伝子ワクチンはこれまでのワクチンとは根本的に原理が異なり、簡単に言うと、新型コロナ遺伝子の一部を接種することで人間の体内で新型コロナのたんぱく質をつくらせ抗体を生み出そうという原理であります。

遺伝子ワクチンは、これまで一度も承認されたことはなく未知の領域であり、安全性が錯綜し

ています。そもそも人体内に異質の遺伝子を打ち込むという危険性が問題であり、仕組み自体が未知なものなので、いきなり数億単位の人間に接種した場合、何が起こるのか予測することができないのです。日本が提供を受けることが決まっているアストラゼネカ社、ファイザー社両社のワクチンはいずれもこの遺伝子ワクチンです。

遺伝子ワクチンは、これまでのワクチンでは確認されなかった疾患が起きる可能性があると言われています。自然にないものを人間の細胞に入れ込むことは自然の摂理を超えています。仮に、コロナの遺伝子が人間の生殖細胞に侵入するような事態が起きれば、がんなどの症状を引き起こす可能性があると言われています。

政府は、改正予防接種法を可決し、ワクチン接種を全国国費負担で受けられるようにする方針です。しかし、コロナワクチンが恐ろしいのは副作用がすぐに起きるとは限らないところです。遺伝子ワクチンは、10年後、20年後に重大な被害が起きる可能性もあると言われています。まさに、遺伝子組換えの人体実験なのです。高齢者であれば、予防のメリットと短期的な副反応を天秤にかけ、接種するのもありだろう。だが、将来がある息子や娘たち、そして孫たちに決して安易に打たせてはいけないと私は思っています。

政府は、治験を十分に行わず、危険性を周知することなくインフルエンザワクチンと同様に捉えているのです。こんな危険なものを使わなければならないほど、コロナウイルスは有害なのか。一部の専門家から懸念の声が上がっています。遺伝子ワクチンの問題点は、DNA、RNAの指示で人体内で合成されたウイルスの抗原が人体に悪影響を及ぼすおそれが懸念されることであります。

前置きが長くなりましたが、本題に移ります。

今回、私は、1番目に、空家対策について、2番目に人口減少と少子化対策について、3番目に高齢者福祉についての3項目を町長に質問いたします。

それではまず初めに、空家対策について、増加し続ける空き家、廃墟となった空き家等の現状をどのように認識しているか。また今後、住宅環境の改善と利活用について、どのように分析し、具体的な取組を講じていくのか、町長の所見をお示しいただきたい。

質問の要旨は以上であります。執行部におかれましては、より簡潔な答弁を求めます。この後は、質問席にて行います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 秋丸議員の質問にお答えいたします。

空き家対策についてということで、空き家、廃墟となった空き家の現状をどのように認識しているか。そしてまた、今後、住宅環境の改善と利活用についてどのように分析をし、具体的な取組を講じていくのかという問いでございます。

近年、人口及び世帯数の減少や既存の住宅、建築物の老朽化に伴い、使用されていない住宅等が年々、増加しております。適切に管理が行われなまま放置されている状態の空き家等は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活

環境に悪影響を及ぼすことから、早急な対策の実施が求められていると認識をしております。

国は、この空き家問題の抜本的な解決策としまして、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を交付し、平成27年5月に完全実施し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

本町でも、法の趣旨を受けて、和水町空き家等の適正管理に関する条例を平成30年12月に制定し、令和元年度に関係団体等の参加により、空家等対策協議会を設置し、和水町空家等対策計画を本年10月に策定したところです。これまで空家対策としましては、活用できる空き家等に移住定住の促進を目的に、空き家バンク制度を整備し、併せて空き家バンク活用促進事業を実施してきました。

今後は、空家等対策計画に基づき、空き家等の利活用対策、管理不全対策と1つずつ取り組んでまいります。詳しくは、担当課長から答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 秋丸議員の空家対策についての御質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁でもございましたけども、人口減少、住宅の老朽化等により使用されなくなった住宅が年々増加し、防犯・防災・景観・環境等も阻害の要因になっていると認識しております。

町においては、国が策定しました空家等対策の推進に関する特別措置法の趣旨を受けまして、平成30年度に和水町空き家等の適正管理に関する条例、和水町空き家等の適正管理に関する規則を策定しました。

また、令和元年度に関係団体の参加によりまして、空家等対策協議会を設置し、和水町空家等対策計画を本年10月に作成したところでございます。

これまで空き家等の対策といたしましては、空き家バンク制度をつくり、活用できる空き家等に移住定住促進の1つの手段として実施してきました。しかし、町内には多くの空き家が存在し、中には適切に管理されなくなり周辺の生活環境に悪影響を及ぼすなどの相談事案も出てきております。

空き家等の対策の課題としましては、まず、空き家等の実態把握が必要でございます。町では平成24年に各区長を通じまして空き家調査を行い、それから8年ほど経過しているため、より正確な調査を実施することが必要と考えております。平成24年の調査時点では257戸の空き家の報告を受けておりますが、全国や熊本県の空き家率から推測いたしますと、まだ多くの空き家が潜在していると予測できます。

また、管理不全な空き家等により生活環境に様々な問題が生じていることについて、所有者等の理解についても行う必要があると考えております。

利活用に関しましては町が実施している空き家バンク制度等の施策の周知が必要と考えております。この計画においては、空き家等がもたらすこれらの課題解決に向けて、安全安心な住環境

の形成と地域活性化を図るため、多様な主体と連携・協力し、規制と利活用の両面から3つの基本方針を定め、空家等対策を推進することとしております。

具体的な取組といたしましては、1つ、空き家等の実態把握と対応分析、2つ目、発生予防、適正管理対策、3つ目、管理不全対策、4つ目、利活用対策、5つ目、関係者等との協力連携による対策の推進を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 今、御説明ありがとうございました。

私が聞きたいのは、まず空き家の総数を聞いたかったんですよね、現在の。平成24年に257戸、これは分かってましたけど、もう8年も経過してるのに、今、全然、分からんとですか。全く調べてないんですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 今回、計画を策定するに当たり、調査のほうをする必要があるということで、計画に盛り込んだところでございます。実施はこの間、できておりません。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） この空き家問題は本当にもう年々と増加してます。

それで、この策定してありますよね、これですね、これでしょう。これに基づいて、今から実態調査をして施策をしていくということですが、空き家の持ち主の不明物件というのはありますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 今257という報告を申しあげましたけれども、これは空き家であるという確認だけでございまして、これがどなたの所有と、1軒、1軒の詳しい調査ということまでは至っておりません。あくまでも現状、空き家ということで区長様から御報告をいただいた数でございます。

今後の計画の中では、空き家の状態を判断しながら、所有者の有無も含めた調査を必要としているということで認識しているところでございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 空き家についてはもう平成24年以降から、以前からほとんど把握もしてないし、もう全然、空き家に対しては施策を打ってないということですよ。そういうことでしょうか。どうですか。

○議長（蒲池恭一君）

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 施策というところまではいっておりません。

ただ、先ほどの御説明の中にありましたように、個別に空き家で困っている状況の報告といたしますか問合せ等が、相談がございます。そういう場合において、出向いてその状況を確認しながら、1軒1軒対応しておりますが、その1つの事例としては、空き地になっていて草が生い茂って隣の住宅等に迷惑をかけているというような状況がございます。そういう場合等には、所有者の方、管理者の方に御連絡をして、その対応をお願いするとか、そういうふうな仲介を行うまでに至っているということでございます。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの秋丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

空家対策の中で、御質問では廃墟となった空き家等の現状ということで、今、税務住民課長のほうが答弁をいたしました。私のほうからは利活用ができる物件としてまちづくり推進課のほうで空き家バンク制度をしております。

空き家バンク制度というのは平成25年から開催しております。本年まで、今年の11月まで成約件数が約40件の契約がなされております。その中で、世帯人員としましては97名の方が定住をいただいているところです。令和2年度に入りましても、11月まで成約のほうは6件、世帯員としましたら14名の方が定住をされております。

それから、税務住民課のほうでは全体的な空き家を計画をさせていただきまして、廃墟となった空き家等のほうは税務住民課環境のほうでやっております。まちづくり推進課のほうでは利活用ということで、空き家バンクのほうを取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 利活用の件はちょっとまた後で聞きたいと思っておりますので、またその節はよろしく申し上げます。

まず空き家の実態を全然、把握していないということで、今、理解しておりますが、ということとは、空き家の持ち主が分かってないところとか、例えば、固定資産税の未払いのところとかそういうところも把握していないということですね。どんなですか。

あります。固定資産税の未払いというのが。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 固定資産税のほうから申し上げますと、各所有者また管理者のほうに納税通知書のほうを発送しておる状態でございます。一部は未納の場合もあろうかと思っておりますけれども、ほとんどは納付が厳しい方のみが未払いであるというふうに認識しております。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） それは分かりましたが、要するに空き家であって持ち主が分からないところというのは分かってるんですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 個別の1件、1件の情報ということでの把握はできておりません。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） それでは、空き家も特定空家というのがあると書いてありますね。

特定空家というのは、廃屋とかそういうレベルのものだと思いますけども、これに対する管理不全対策は町として今後、どのように対応していかれるかちょっとその辺のところをお聞きします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） 特定空家のお尋ねかと思います。

特定空家とは、空家等対策の推進に関する特別措置法の中でうたわれております。そのまま放置すれば、倒壊等著しい保安上、危険となるおそれの状態、または著しく衛生上、有害となるおそれがある状態。適切な管理が行われていないことにより、著しく景観が損なわれるような状態。その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空き家をいうということでございます。

町が今後、対応していく中におきましては、町の計画に基づいて進めてまいりますけれども、各それぞれの段階でいろいろな状態でそういうふうな管理不全な状態であれば、町としましてはまずはその状況のほうを立入調査を行う、または助言、指導、それから勧告というような状態に応じて対応していく、その具体的な方策をこの後、検討していくということでございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 最近、私によく区の中にそういう特定な空き家がありますと。とても困ってますという御意見があるんですよ。それを、各地区にどんなだろうか。結構ありますよ、今。調べなはっと分かるけど、もう本当、五、六十軒のところでも本当、3軒、そのくらいの程度のところはレベルのところは3軒くらいありますよ。三、四軒。

だから、その辺のところは個人の持ち主でするので個人が管理するべきところですけども、「除却してくれ」ということになると、やはり金銭的な問題が絡みますので、「おれは金なかけん、されん」と言われれば、それまでですたいね。

しかし、それでは解決になりませんので、やはり町が経済的な支援とかその辺のところはして

もらわんといかんとかなあというふうに思いますが、その辺の捉え方は今のところ考えておられますか。今から考えますか。もう金銭的には出しませんか。今、決まってる範囲内でいいです。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 高木君

○税務住民課長（高木浩昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

秋丸議員が申されたとおり空き家でありまして個人所有物でございます。所有者の方が適切に管理することが通常の在り方だろうということで認識しております。

しかし、今、お話があったように地域生活上、問題であるという中で行政がどこまで関与するかという部分がございます。その部分もこの計画に基づいて、必要な部分を今後、進めるというようなことをまとめたものが今回の計画でございます。

その中の1つの方策として、具体的な検討が必要だと感じている部分については、今、秋丸議員からあったような御本人さんが除却をしようということがあっても、なかなか費用的に対応できそうにもないという場合に、どれだけ行政の支援ができるような方策があるか、そのあたりも併せて検討の項目に挙げているところでございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 策定をされたばかりでこれからということですが、空家対策については、やはり庁内体制をしっかりとやってもらって、とにかく早く実態の調査をして、そしてランク付をされて、それから早急に解決をしていただきたいと思います。

利活用についてもちょっとお聞きしたいんですが、時間が過ぎてしまいました。

利活用は、先ほど言われました空き家バンクの件ですが、これまでの実績、空き家バンクの登録総数と、これに対する問合せ。今年度の問合せをお聞きしたい。

それと、これまでの移住実績というのを答弁してください。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 秋丸議員の空き家バンクの実績についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、平成25年から空き家バンク制度を開催しまして、それまでの成約件数が40件、契約がなされております。世帯員としましては97名の方が定住移住をされております。

令和2年度、本年度に限りましては11月までで、成約のほうは6件世帯員のほうは14名、定住のほうをされております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 和水町の空家対策計画の令和2年10月の策定と第1次まち・ひと・しごと創生総合戦略、それと第2期の総合戦略、これは令和2年3月に制定されておりますが、空き

家バンクの登録物件の確保というのがうたってあります。要するに空き家バンクの登録の確保がうまくいかないということですよ。で、契約数の推進がなされていないということのをうたっているとありますが、この「そして移住定住つなげる」とありますが、このバンクによる登録数が平成26年の策定によりますと9件で、契約件数が2件、これを目標数としては平成31年に50件、同じく契約件数が30件となっております。

第2期の創生の作成では、バンクによる契約件数が令和6年で50件の目標になってますが、登録数の目標が20件になっとつとですよ。要するに、平成31年に50件の目標を掲げていたのがなぜ令和6年に20件になったのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの空き家バンクの登録件数の件について、お答えしたいと思います。

確かに登録件数のほうが20件ということで下げておりますが、これは当初の目標というのが登録件数が少ないから増やそうということで目標を立てておりました。

しかしながら、今、実績で申し上げたとおり成約のほうが40件ということで、登録したら件数が1戸減るということで、ちょっと目標の設定の仕方がおかしいということで、現在、登録物件としてホームページに出している分が19件あります。そういった形で1年間の常時、20件程度の登録件数をホームページで公表しようというような目標に変えまして、一応、20件ということで書いております。

現在が19件、登録をホームページ上でしてございまして、7件が交渉中ということで、ホームページに挙げている状況でございます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 移住定住につなげるということで、お試し住宅の件についてお尋ねします。

農業体験や田舎の暮らしを通して移住定住につなげるということであろうと思いますが、現状はどうなってるか。うまくいってるのかどうか、その辺のところも含めて質問いたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） お試し住宅の件について、お答えしたいと思います。

お試し住宅は今、町内に1軒、高野のほうで1軒だけお試し住宅をしております。実績としましては、今までも年に五日間とか三日間とか少ない状態でした。特に、今年に入りましては新型コロナウイルス感染症の影響がありましたので、ほとんどが町外の方がお試し住宅を利用されますので、宿泊所と一緒にみたいな形で一時、閉鎖をしておりました。

お試し住宅につきましては、本年度から新しく新型コロナウイルスの交付金等を利用して、

新たにお試し住宅は違う場所で外部から来れるような対策を練ったお試し住宅で、新しい形のお試し住宅というものを活用していこうということで、今年に入りまして計画をしているところです。今現在は、1軒しかありませんで、実績としては年に五日間くらいしか利用があっておりません。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） まず、この拠点数が少ない。たった1軒で移住定住をしようと思う気持ちが私には理解できません。これはやはり拠点を増やす、そして、体験の内容もどうなってるかちょっと聞きたいんですけど、時間がありませんが、五日から六日の期間でやってるということでしょう。このくらいの時間で和木町のよさが分かるはずなかじやなかですか。

これは、やはり拠点の増加それと期間の延長、そのときの家賃関係、その辺の優遇、それと体験内容の見直し、それとPR活動ですね、もちろん。これも含めてセットで、さっき「新しい施策」とおっしゃったけど、その新しい施策というのは今、描かれているんですかね。

その点、ちょっと言ってください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの「新しい施策」といいますかお試し住宅につきましては、実は9月の補正予算のほうでまちづくり推進課の予算の中で3,000万円程度、新型コロナウイルス感染症の対策事業で上げております。

その中で、お試し住宅を菊水地区もしくは三加和地区に1軒ずつ、また、定住移住センターをどこかに造るということではしております。

そしてまた、そのとき申しましたとおり9月から地域おこし協力隊を2名、専門の地域おこし協力隊を入れましたので、なかなかコロナで動けなかったんですけど、年内に一応、目ぼしい物件を当たりまして、年を明けましたら今の、それこそ秋丸議員がおっしゃったとおり新しいタイプのお試し住宅というのを地域おこし協力隊のほうから提案をしていただきまして、その金額を使いまして運用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） ぜひ、移住定住はせっかく空き家がありますので、その辺のところはちゃんと活用しましてつなげてもらいたいと思います。

それでは、次の2項目めの人口減少と少子化対策についてに移ります。

我が町は、人口減少が加速しています。合併から約2,700人、20%の減少となっていますが、人口減少は社会にとって大きなリスクであります。その意味で人口減少対策をリスクマネジメントと捉えて、そのリスクを把握して評価していくことが何よりも大切であると思います。このこ

とは、町の存亡に関わる最重要課題と私は位置づけています。

今回は、少子化対策について質問したいと思います。

ここ二、三年は特に少子化が顕著であります。この状況を町長はどのように認識しておられるのか、そして分析しておられるのか。また、その対策をどのように講じていく考えであるのか、答弁を求めます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 秋丸議員から、人口減少と少子化対策ということで、お尋ねでございます。人口減少が加速している、特に少子化が顕著であると。この状況を町長はどのように認識し、分析しているか。また、その対策をどのように講じていく考えであるかということです。

人口減少とともに少子化対策につきましては、第2次和水町まちづくり総合計画の中でも、本町の将来像を目指していく上でのまちづくりの方向性の1つとして、少子高齢化社会への対応として掲げているところです。

日本の各地では、和水町と同様、大幅な人口減少社会を迎えている今は、移住定住促進、子育て支援、農林水産業の振興と多角的なまちづくりへの取組が必要であると認識をいたしております。

具体的な事業としましては、昨年度から老人福祉センター跡地の住宅用地宅地造成事業を開始し、空き家バンクの登録の充実、補助事業の開始とともに、目標達成に向けた取組を開始しております。

また、今年度からは、学校跡地を含めた町有地の有効活用による企業誘致を実施して、就労場の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 先ほど、このことについてありましたが、この出生率、これが平成30年が49名、令和元年度が39名、今年度がホームページでは45名になってるけど、「36名」と言われましたよね、今現在が。ということで、ここ二、三年前から極端に急に減少してますね。

ということは、第2期のまち・ひと・しごと創生の素案にも記されていますが、この基本目標として「人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまち」とありますが、町も多くの子育て支援策を行っているにもかかわらず少子化が加速するというこの原因は何だと思いますか。

少子化の歯止め策として、まず子育て世代を取り込む新たな政策が必要ではないのかと、私は思います。今までは、移住定住のPRとか和水町の魅力づくりの推進、要するに古墳周辺の整備とか外人向けの体験メニューとか、国宝などのデザイン活用ブランド化の推進とか、歴史文化資産の活用、それに和水スタイルの提案とかいろいろもう政策はいっぱいあります。の中で、なぜこういうふうになるのか。その辺のところはどう分析しておられるのかなと思いますが、町長、

どがんですか。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま、この人口減少といえますか出生数が落ちてると。事実、そのとおりだと思います。平成27年度の出生数が66名、先ほど、言われましたけれども、平成28年度で67名、平成29年度で65名、平成30年からごっと落ちてまして45名、令和元年度で39名というようなことで、今年度、令和2年度で4月から11月までで36名というような状況です。

一概に要因はいろいろあるんじゃないかならうかと思えます。

まず、構造的といえますか、非常に子供さんを生まれる人口が低い部分もあるかもしれません。それと、非常に社会情勢からして子供さんは欲しいけれども、なかなか踏み切れないというような要因もあるかもしれません。いろいろな要因があろうかと思えます。

ですから町としましては、やはり和水町に行けば、やはり子育てがしやすいというような環境をいかに作り上げていくかということが1つの目標になるんじゃないかならうかと思えます。

今日まで子育て支援のサービスもそれぞれ充実を図りながら今日に至っておるわけですがけれども、決して内容はよそに劣るものではないと。むしろ、うちのほうが優れている部分が幾つもあると。

例えば、医療費が高校生まで全額無償というのは、県下でもやたらにはございません。和水町が一番最初だったわけですがけれども、出生祝金とかそれから目に見えない部分でいろいろ妊婦の検診の補助とか赤ちゃん訪問とか予防接種の助成とか、児童手当の支給、これはもうどこも一緒でございますけれども、出生祝金も1人めは20万円、4子以降は35万、5子からは50万円というようなことで、こういったお祝い金も出すような仕組みになっていると。なかなかしかし、この辺をやりながらも、こういう状況が続くというのは、やはり私も何だろかなあと思うところで、正直。

だから、どう手を打つかということは、いろいろな施策を打たにやいかんですがけれども、まずはやはり和水町に行って住むならば、子供を育てやすいと、学校も非常に力を入れていると、教育に力を入れていると、何かそういうやつを今後、しっかりと真剣に考えていく必要があるんじゃないかならうかというふうに思えます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） ありがとうございます。今、町長がおっしゃいました住みよい環境の整備ということですが、これは私、ちょっと考えますと、外に向けての観光や広報事業も、これは大切です。それだけでは子育て世代を取り込み定住促進効果を図るには限定的ではないかというふうに思えます。

要は、子育て世代がこの町で家を建て暮らしたいと思うその決定要因が何なのか、これを新たに調査するというか、これが大切ではないかなと思えます。いろいろな支援策はこの町でもあります。かぶっているところもあるし、さっき言われたように独自のやつもあります。それはそ

れでいいんですけども、やはり似たり寄つたりのところですね。やはり和水町はこうだよという政策というか、そのためにはやはり子育て世代が望む、今から子育てをする人も含めて、やはりハード・ソフト面で今、町に欠けてる欠如している点を、もう一回、洗い出して、できることから少しずつ積み上げていくというのが私は一番ベストじゃないかなと思います。

住民の要望ベスト3というのが、この和水町の子供子育てのこれにも書いてありますけど、1番は医療機関の充実、それと住みよい環境の整備、それと教育環境もろもろですけども。

要するにその結果、子育て世代が暮らしやすさを実感してもらえるような内に向けての施策の実現も、これが最も重要かつ不可欠ではないかと思います。この点について、町長としてはどのように思われるか、お願いします。

それともう一点、では、どのような施策が新たに必要だと考えておられるか。何かありましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 今からの政策等、ということですよ。いいですか、そういうことで、町長の執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今、秋丸議員がおっしゃったとおりかと思いますが、具体的には、今せにゃんこといっぱいあるだろうというふうに思います。

まず、この前、交付金を配布したときにいろいろ御意見等、「意見を聞かせてください」というようなことで、健康福祉課が通知書と一緒にどんなことに使われるか、使い道とかそれから町に対しての要望といったことを書いてくださいというようなことで、文書が全部、返ってきているやつを見ましたけれども。

その中に、もうほかの皆さんは気づいておられたかもしれませんが、やはり「遊び場がない」と、「子供たちの遊ばせる場がない」と、これが非常に多かったです。そのときになって、「ああ、なるほどそうかなあ」と。やはりこの辺は全く私も気づいておりませんでした。だから、よそに連れていかにかいかなと。特にコロナ禍でよそにも行かれん今年のようなときには、なおさらその辺が、「近くに子供が遊ぶ場が欲しい」と、「ぜひこれは整備してくれ」というのが何件あったでしょうか。具体的に数えてまではおらんだっただけでも、とにかく相当数あったということ、これが一番多かった。

ですから、この辺は早急に検討の余地があるかなあと。「安心して遊ばせる場所がない」と。道路で遊んだり、昔だったら、やはりそこそこで学校で遊んだりとか公民館で遊んだりとかやってきましたけど、今は遊び方が昔と違うんですよ。子供の顔がなかなか外では見えません。家の中で今、パソコンを使った遊びとか何とかかなと私は思っておりましたけれども、決してそうばかりじゃないと。大変、両親は困っておられるんだなあということに気づいたところです。

それから、やはり図書館とかそういったやつ意見もあったようです。「図書館がない」と。「よそは非常に図書館を整備してある」と。「和水町は非常にその辺が貧弱である」というような御意見もございました。確かに、やはり子供たち読書をさせるということは、将来になって非常に大事なことです。その習慣を付けさせるためには、やはりこの辺の整備あたりも、これ

は真剣に考えていく必要があるというふうに思ったところです。

文化施設、やはり子供の情操教育といいますか、知育も大事だけれども心の豊かな人間を育てるためのそういった設備、いろいろあると思いますけれども、図書館だったり美術館だったりいろいろあるでしょう。そういったやつを手が届くところから、必要とする部分から一つずつ整備していくことは子育ての環境を整備することにつながっていくのかなあと、そういう思いがしているところです。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） ありがとうございます。私もずっと調べまして、ここに書いてありますが、子育て世代が居着く町というかな、その成功例として、やはり女性が集う多目的カフェ施設、要するに女性が輝く町ですね、この辺のところが物すごく今、若い人は子育ての世代の方は要望が多いですね。

それと、さっきおっしゃったように子供が遊べるプールや公園・キャンプ場です。夏だったら、例えば、あそこのロマン館のところに噴水があるじゃなかですか。あれをもうちょっと、あそこじゃなくてもいいけども、あそこをちょっと手を入れて遊べるようなところにすればいいんじゃないかなと思いますね。

それと、やはり働く場の提供ですね。この企業誘致の目標が令和6年度に4件と書いてあつてですよね。4件。たった4件ですか。これ、ちょっと考えてもらわんといかんと思います。

それと、教育環境もちろんです。安全な通学路の整備とかそういうのがもろもろありますけど、やはりこの町に欠けているところですね。これをもうちょっと洗い出して、次の施策にやってくれば、もう少しは少子化の歯止めになるような気が私はします。ぜひ、その点、よろしくお願いしておきます。

それと、さっき言いました企業誘致の令和6年、4件目標というのが策定してありましたけど、これってどういう意味かちょっと教えてください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの企業誘致の目標が4件ということについて、お答えしたいと思います。

和水町になりまして合併して10年以上たちますが、正式な企業誘致というのがあっておりません。そこで、4件という総合計画で挙げた目標の根拠としましては、学校跡地利活用が始まると。そうなりますと、今、6校が廃校になりますが、そのうち2校はもうある程度、今、利用がなされております。ですから令和6年の目標としましては、旧菊水地区の3校と神尾小の1校ということで、確実にその4つは企業誘致等で持っていける場所ということで目標として挙げておるところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番(秋丸要一君) 多分そうだろうと思いましたが、この目標自体があまりにも、もうちょっとですね、企業誘致を本気でしようと思えば、町長、やはり町内の例えば、企業誘致課くらいもつくって本当にやらんと駄目ですよ。もう今の状況で、今、聞いたら、今しよっとの4件と。そして、令和6年まであと4年ですばい。4年間、何も目標なかということじゃなかですか。こういうことがすまして書くとか、私は何かちょっと考えられないですね。もうちょっと町ば発展させたいと思うなら、やはり企業誘致をせないかんということは分かっつとやけんですね。

町長、ここは町内基盤もばちつとつくって、やはり関東方面にどんどん情報ももらって、もう先輩もいっぱいおるじゃないかですか。いろいろな団体もあるし。そういうところに働きかけてでも、やはり企業誘致に取り組むぞという気迫、情熱ですね、これがなかつですよ、私から見れば。たった4件ですばい。ほいじゃあ、あとは令和6年までは何もなかですよ。これは第2期の策定ですよ、これ。第2期の、5年間だったかな、4年間だったかな。そういうことでは、私は町は発展しないと思います。

ですので、やはりその辺のところはもう命をかけてでもやるんだという思いを持ってもらって、そして、やはり町長自らが先頭指揮を執ってもらってやっていただきたいというふうに思います。

それでは、高齢者福祉のほうに移ります。

高齢者福祉について、平成29年10月運用開始から3年が経過しましたが、お出かけ交通「あいのりくん」の運営状況と利便性の向上を図るための取組と課題について、質問いたします。

○議長(蒲池恭一君) 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長(高巢泰廣君) 秋丸議員の高齢者福祉について。

要旨(1)「あいのりくん」の運営状況と利便性の向上を図るための取組と課題について問うということでございます。

「あいのりくん」の運営状況につきましては、平成29年10月の利用開始から、利用件数は順調に増加をしております。なお、「あいのりくん」の運行に当たっては、タクシー事業者への補助金、予約システムの管理費、予約オペレーターの人件費等で1,800万円程度の経費がかかっております。利用者の利便性向上を図るために、本年10月より乗継料金の一部、割引を実施したところ です。

課題といたしましては、土、日曜、祝日の運行や乗降場所の拡大、そして旧町間を乗継で運行しているといったことが挙げられますが、乗り合いタクシー以外の路線バスや一部、一般タクシーと他の公共交通機関との兼ね合い、乗り合いタクシーに係る運輸支局の許可の関係上、現在のところ現状の運行体制を取っているところでございます。

以上です。

○議長(蒲池恭一君) 残り時間が5分となりました。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番(秋丸要一君) 時間がもうありませんので、まず、具体的な方策についてということでお伺いしたいと思います。

利便性向上のために新たなシステムの再構築は、私は必要だと考えております。

今、乗継というのができまして、若干、便利にはなりましたが、まだまだ利用者の方には満足度はあまりないというか、満足していただけてないという点があります。

そこで、私が思うのは、広域で利用できるシステム、これを何とか、広域圏もありますので、その辺のところもすぐにはできないと思いますが、協議してもらって、何かこうもっと利便性がある運用をしていただければと思いますが、その辺のところはどうか、町長。

○議長(蒲池恭一君) 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長(高巢泰廣君) 今、秋丸議員がおっしゃったように広域で運用していくと。もちろんそれが一番いいと私も思います。

しかし、現状、今、旧町間でさえもなかなかうまく法の制約を受けてできないと。もうここから三加和まで行くにも、どうしても乗継しないといかんというような、法的な制約があるわけですね。

ですから。

○議長(蒲池恭一君) 町長、簡潔にお願いします。もうあと3分しかないのです。

○町長(高巢泰廣君) もっとその制約事項があると思いますので、その辺は勉強をさせていただきたいと思います。

○議長(蒲池恭一君) 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番(秋丸要一君) そもそも菊水地区とか三加和地区に分けた自体、私はちょっと解せないんですよね。同じ和水町ですので、三加和も菊水も関係なかじやなかですか。行ったり、来たりするのは当たり前のことじやなかですか。それを何らかの理由で分断しているみたいな感じがするんですね。その辺のところから、もう一回、業者さんと話し合っても改善していただければなと思います。

それは課長にも前々からちょっとお願いしておりますが、「なかなか難しい」という御返答でしたけども、何とかこれは絶対、クリアせんと、もう絶対、それは利便性は向上しません。ということで、もう一回、町長、答弁をお願いします。

○議長(蒲池恭一君) 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長(高巢泰廣君) 今おっしゃることは私も同感であります。

であります。先ほどから言いますように、やはりそこに法的な壁があるといえますか、なかなかそこを出し切れていないのが現状なんです。その辺は何とか努力してなるものなら、なったらいいいのは誰も思うことですので、どのような形にすればできるかというあたりの研究

は、担当部局でもしっかりやっていきたいと思えます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） ぜひ、いち早くそれを解消するように努力していただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、秋丸議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

3時から再開いたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時00分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、森議員の発言を許します。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） 皆さん、改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

11番議員の森潤一郎でございます。

今回の定例会は10名という一般質問の、たしか私の覚える限りでは一番多い一般質問者ではなかったかなというふうに思えます。そういう中で、9番目の指名を受けました。会議規則により一般質問の通告をしておりますので、執行部におかれましては、簡潔明確にお答えをお願いしたいと思います。また、本日は暮れのお忙しい時期に傍聴いただきまして、町民の皆様には心より感謝を申し上げたいというふうに思えます。

さて、11月23日の新聞報道では、「第3波と見られる新型コロナウイルスの感染拡大を受け、菅首相が11月21日G o T oキャンペーンのT r a v e l、E a t、実用見直しを表明した」とありました。

収まりの見えない新型コロナウイルスの感染拡大問題は、経済と安全網の確立、バランスが大事であることは言うまでもありません。政府にあっては、医療支援とともに経済活動の縮小に伴う国民生活への追加の支援策も早期に示してほしいところであります。

また、特に気になるのが自殺者の急増とあります。警察庁の調べによりますと、「10月の自殺者数が2,153人で前年同期の1.4倍、4か月連続で前年同月を上回り、女性の増加傾向が著しい」とあります。

非正規労働者を中心に解雇が急増するなど、コロナによる生活不安が影響しているのは間違いないところだろうと思えます。政府は、公助による安全網確立が今こそ必要であることを強く認識すべきであります。政府は現在、第3次補正予算の編成作業に着手しているところでございますが、G o T o見直しを受け、改めてその内容が問われているところです。

検討中の項目では、雇用調整助成金の拡充、措置の期限延長やワクチン確保の一方で、G o T o T r a v e l の延長や地方自治体のデジタル化支援など、コロナ後を見据えたような経済優先の踏襲が目立っております。今はまだそのような状況にないことが明確になった以上、安全網確立を最優先にすべきであると思います。政府には今後のコロナ対応の方針について、明確で丁寧な説明を求めたいところでございます。

そこで早速、質問に入りたいというふうに思います。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大対応について。

要旨（1）11月23日の新聞報道には、政府のG o T o キャンペーンの見直しが大きく報道されております。早急に「公助」態勢構築とあります。町長の見解をお伺いしたいと思います。

要旨（2）自殺者の急増が指摘されており、「公助」による安全網確立が今こそ必要であることを強く認識すべきであります。町長の考えをお伺いしたいところです。

要旨（3）自治体には、医療支援とともに経済活動の縮小に伴う国民生活への追加の支援策も早期に示す必要があると思います。町長の考えをお尋ねしたいと思います。

あとの質問につきましては、質問席よりやり取りをさせていただきたいと思っております。よろしく御回答ください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 森議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目が、新型コロナウイルス感染症の拡大対応についてということで、政府のG o T o キャンペーンの見直しが大きく報道されている。早急に「公助」態勢構築とある。町長の考えはどうかということでございます。

政府のG o T o キャンペーンにつきましては、和水町の飲食店は9店舗登録されており利用がなされております。登録店舗からは「G o T o キャンペーンのおかげでもち直した」「休日前の予約が増加した」「11月は昨年同月の売上げを超えた」と聞いております。併せて、プレミアム商品券の利用もあり、飲食店の利用は通常までに戻りはしませんけれども少しずつ回復してきていると考えております。

このような中、G o T o キャンペーンの見直しについての報道等がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大が急激に広がっている地域を一時的に除外し、感染拡大防止をするための対応となっております。

今後、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策とともに、地域経済の活性化や町民の皆様の生活安定に向け、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

2点の質問は、自殺者の急増が指摘されていると。「公助」による安全網確立が今こそ必要であることを強く認識すべきだと。町長の考えはどうかということでございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により失業が増え、生活困窮に陥るケースが発生しております。この生活困窮から自殺といったケースも、全国的には見受けられておりますが、

和水町におきましては確認はされておられません。

和水町では、生活困窮での悩み相談がある場合は、社会福祉協議会が実施しております生活困窮者自立支援事業と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響に限らず様々な理由により経済的に困窮している方に対しましては、貸付けや自立に向けた相談や課題解決に向けた支援を行っております。

また、心の相談事業といたしまして、臨床心理士による相談業務を中央公民館と三加和公民館で、毎月、実施いたしております。これからもこのような事業展開を行いながら、町民の皆さんの不安を少しでも改善できるよう、支援を継続してまいりたいと思います。

次、3点目、自治体には、医療支援とともに経済活動の縮小に伴う国民生活への追加の支援も早期に示す必要がある。町長の考えはどうかということでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大対応に伴う町独自の支援策といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、第1次の交付金事業は金額ベースでは総額約1億円の事業を計画し、病院・きくすい荘をはじめ感染防止対策の備品購入事業と経済活動の第一弾として、1人当たり5,000円の商品券事業、福祉関係では、高校新2年生、3年生への1万円の給付金は136世帯、大学生等に10万円の給付事業を展開いたしました。

第2次の交付金事業では、地域の社会経済構造そのものを将来の感染リスクに対しても強靱なものへと改革することを推進する観点から、新たな日常、新しい生活様式に対応した社会的な環境の整備や新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費・投資促進といった事業に積極的に取り組むとする国の方針を踏まえまして、教育関係のGIGAスクール構想支援策や、快適な空間の創造に向けた3密対策、行政のオンライン化の徹底や防災関係、医療介護関係の将来を見据えた設備の充実に対しまして2億6,700万円の事業を実施しています。

また、第1次交付金事業からの事業継続や生活・雇用の維持対策として、子育て世帯への応援給付金やプレミアム商品券の発行等に4,200万円を計画し、合計で3億900万円の事業費で医療支援とともに経済活動の縮小に対しても対応しています。

新聞等の報道では、国の第3次補正予算の記事も見受けられますので、今後も国の動向を注視しまして、いち早く情報を収集し素早い対応ができる体制を取りまして、町としての新型コロナ対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） ありがとうございます。国の1次それから2次補正でもってある一定のこのコロナ対策がなされております。

そういう中で、我が町もそれなりの、今、町長の御回答では大体総額3億5,000万円のお金を使っていろいろな対策がなされておるようでございます。

私がこの問題を取り上げましたのは、従来のインフルエンザと違った形での今回の感染症対策でございますので、医学的にもどういふふうに、医療的にもどういふふうに展開をしていくのか。

何か私自身、正直言って、人類が過去にスペイン風邪とかいろいろな大きな疫病がはやっておることがありますけども、それに匹敵するようなコロナ感染症対策問題だろうというふうに、今回、私は受け止めております。

そういう意味合いから、いわゆる医学的な面はもう医学の専門家の方々が日本国内にもたくさんいらっしゃいますので、そちらのほうで多分、研究なり行動がなされていて、それを政府が支援するという形を多分、取っていくだろうなど。

ただ、私が1つ心配するのは、そういう状況の中で、町内には農業者をはじめ商業者の方々、あるいは勤め人の方々、いろいろな町民の方がいらっしゃいます。そういう中で、私自身、年金生活者でありますので、ある一定、最小必要限度、辛抱すれば何とか生きていけるというような状況にありますので、生活に困るといふ、もう困ってどうしようもないという状況にはありません。

しかし、これが長く続けば、やはりこれは来年、下手をすれば再来年ということにもなりかねませんので、その辺について、ここは1回、町長なり行政の執行部の方々の考えを正しておく必要があるのではないかとこのように思いまして、今回、取り上げたような次第でございます。

順を追ってお尋ねをしたいと思っております。

(1) のいわゆるG o T oキャンペーン云々ということに対して、これは当然、公助ということで、政府も見直しということを図っておるようであり、3次補正予算の今、編成がなされつつあると思っておりますので、そのうち3次補正が出てくるだろうというふうに思っております。その辺の目途なりなんなりが分かっておれば、分かっている範囲で結構ですので、町長のほうからお答えいただければというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 3次についての補正がどういう形であるかということで、今、把握しているかということですか。分かっている範囲であればということですね。

○11番（森 潤一郎君） そうです。はい。分かる範囲で結構ですから。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 現段階では、まだ全く今、見えておりません。

今、盛んにその辺の作業が進んでいるのではないかと思いますけれども、その辺が決まれば、即自治体にも連絡があり、対応が取れるように、3次補正があるのは間違いないわけですから、盛んにその作業を急いでおられるというふうには聞いておりますけれども、具体的にメニューに出るといふようなことはまだ情報は入っておりません。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） 分かりました。今の段階で町長にこれ以上、お尋ねするのは酷だろうというふうに思います。

(2) のちょっと新聞記事として載ったんですけど、やはり自殺者というのは弱い立場の人たちがどうしても自殺のほうに目を向けてしまっていて追い込まれてしまうということなんですね。

幸い、我が町ではまだそういう話を聞きませんので、多分それはないだろうなどは思いますけれども、いわゆる我が町にもいろいろな民生委員さんでありますとか、あるいは区長さんでありますとか、御足労、いろいろなお世話をされている方々がたくさんいらっしゃいます。そういう情報網を駆使しながら、早めに芽を摘んでいただくようなそういう対応をぜひ、お願いをしたいなというふうに思っております。

町長のお考えなり、お尋ねができればというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） その辺につきましては、やはりいかに町民の皆さん方に寄り添っていくかということだと思います。行政の役目はその辺かだと思います。

一番身近なことでは、民生委員さんがおられて、その辺で地域の方を一番、詳しく知っておられると。また社協におきましても、いろいろ相談窓口もございますし、また、筋トレあたりの運動あたりも定期的にそれぞれあっておりますし、そういう場でお互い同士が健康を確認し合うというようなことがなされていると思います。

もちろん、健康福祉課の窓口にも御相談があると思います。それには懇切丁寧に寄り添った対応をしていくというのが我々の仕事でございますので、これはしっかり、森議員、御心配の点は我々もしっかりと注意をしながら、対応していくというのが一番大事じゃないかというふうに思います。そういう環境をつくらんと、つくらないということが大事かと思っておりますので、気づいたら早めに、やはり地域で支えていくというような考え方、やり方も大事じゃないかと思っております。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） この問題は非常に大事な問題でございまして、各地区地区にやはり弱い立場の人たちが結構いらっしゃるんですね。我が町も、もう高齢化率が非常に進んでいますので、正直言って、私の区辺りでもやはり一人暮らしであるとか、あるいは例えば、ごみ出しをすること1つとっても大変に御苦労なさってるというような、そういう実態あたりを時々、目の当たりにすることがございます。

そういう意味合いから、私自身、区長をやっておりましたときに、いわゆるお茶の間筋トレですね。これはもう非常に情報を提供する場として大事な場であるということで、当時、私がまだ区長をしている頃は、66行政区の中で40か50かそんなもんだっただろうと思います。それが今はもうほとんど、何かむしろやってない地区が少ないというようにお聞きをしております。

この場は、このお茶の間筋トレの場は、私はいつも奥さん方に申し上げるんですけど、「よかつぱいた。ちゃんむり体操ばせんてちゃよかつぱいた。ただおしゃべりばするだけでちゃよかつぱい」ということで、よくお話をすることがあります。そうすると、その中で、「あん人はだつてろさんは、近頃、顔、見んな」と。「うん、何か風邪引いて寝とんなってたい。しばらく寝とつたてたい」というような話とか。やはりそういうふうな話す場の提供になるんですね。

提供の場になるんですね。

ですから、ぜひこのところの一つ、いわゆる予算をつけてでも続けていってほしいなというふうに思います。当然、その辺は高巢町長も十分、お分かりの上に今のお茶の間筋トレあたりを実施されていると思いますので、お考えなりあれば、ちょっとお聞きできればというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 今のお話につきましては、やはり話を聞いてみますと、喜んで出ていっておられると。今おっしゃったように、やはり行けばお互い同士の健康の確認をし合うと。話をすることによっていろいろな情報も入ってくると。そういったことが健康につながってくるというようなことで、ずっとやってるわけですけども。

ただ、今年はコロナの影響で、一時中断しましたもんですから、非常に早くあってほしいというような話も聞いたこともございます。

しかし、今はもう既にあっておりますので、元に戻って皆さん方、大いに利用していただいているというふうに理解をしているところです。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） ありがとうございます。

（3）に、経済活動の縮小に伴う国民生活への追加支援策も早期に示す必要があるんじゃないかというふうにお尋ねをしております。

今回、1次、2次補正予算ということでもって、いわゆるプレミアム商品券を町のほうで提供されました。私も、余ってるようならば少しもらわにゃいかんというふうに思っておりましたら、余どころじゃなくて、何かもう私の知った人、2人、3人ちょっと話を聞いたら、「なあん、もう行ったら、なかったつばいた」ということで、何か話を聞きますと、十何名の方が買えなかったというようなことを聞きました。

何でこの商品券を皆さんがお買い求めになったかという、割りがいいからですよ。やはり割りがいい分を皆さん、少しでも生活の足しにしたいということでもってされた。ですから、これはいわゆる行政としても非常にいい提供の仕方だったなあというふうに思います。

ただ、問題は、いわゆる予算の都合ですね。予算が余裕があるのかどうなのか。今度、3次予算が国のほうで今、決められておりますので、当然、その中でまたそっちのほうに回せる金もある程度、出てくると思いますので、その辺、町長のお考えなりなんなりをちょっとお尋ねができればなというふうに思います。

私自身、この問題については、プレミアム商品券、食事券あるいはバス代等あたりの問題もありますけど、やはり町民からすると、一番手っ取り早いのは商品券なんです。ですから、その辺に多く予算がつけられるかどうか。それがこの3次予算の大きな1つのポイントかなと、自分自身思っておりますので、その辺、お考えをお聞きできればというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 3次の補正予算、総額、相当の金額が出るということは分かっておりますけれども、ただ、中身がどういうふうになるかというのはこれからですので、もちろん今までのやつをさらに充実させたというか、そういうことになるかと思えます。

ですから、早めに情報収集しまして、先ほども申し上げましたが情報収集し、そして早めに対応をしていくと。

ただ、今日まで何回となくプレミアム商品券を出しておりますので、その辺もしっかり検証し、改善すべきところは改善して、皆さんから喜ばれる施策を打つ必要があるというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） その辺についてはまだ分からない部分については、これはもうしょうがないと思います。

ただ、今も申し上げましたように、町民からしますと一番使い勝手がいいのは商品券ということで、食事券ということになると、なかなか、例えば、国のほうからのいろいろな、菅首相であるとかあるいは経済担当大臣であるとかがテレビあたりで時々、申されておりますけど、「四、五人で行ってください」とか、そうするとやはり制約を受けるような形になるものですから、ですからやはり同じ購入するにしても一番、手取り早いのはやはり商品券だなと。

ただ、商品券のほうにどれだけ予算的に回せるかなというのは、今後の1つの大きな課題だろうなとは思っています。その辺、ぜひ町民の皆さんが使い勝手がいいように、ひとつ御配慮をいただきたいというふうに思います。

もう一つ、最後にお尋ねしたいのは、学生さんの就職あたりの問題が来年の4月から新たに就職ということで、その辺は企業から断れたとかそういうニュースが時々流れます。そういう問題あたりが町の自治体のほうに情報として、ある程度、どういう形で入ってきてるのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただければというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと、要旨のところ、ただ、難しいですけども、執行部として把握ができていなければ、答弁していただこうと思いますけども、よろしいでしょうか、大丈夫ですか。

執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 町として今、就職状況はどうかということは、全く把握はできておりません。

ただ、最近、新聞紙上で二、三日前の新聞じゃなかったかなあとと思いますけれども、まだ内定が決まってないというような記事が大見出しで出とったと思います。大変、厳しい状況下にあるというふうに認識すべきだなというふうに、ちょっと見出しだけ見ました、太文字だけ見た部分ですので、全部を読み切っておりませんが、とにかくこのコロナ情勢下、やはり企業も

まずは今おる社員さんをしっかりと雇用していくというのが一番だと思いますので、先の、次の投資になかなか向かないということじゃないかと思います。それだけまだ内定があまりないということは。

そういったことで大変、心配をしておられる学生さんたちは相当、おられるんじゃないでしょうかと思いますけれども、町の関係がどうかとか、その辺は全く、現段階では情報は持ち合わせてございません。よろしいでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） ありがとうございます。（1）につきましては、大体の町長のお考えなり町の考え方が確認できたというふうに思います。

時間もあと26分ほどになりましたので、学童保育について、移りたいと思います。

菊水地区の学童保育の現在の状況を、まず1点、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、今年は1年間、いわゆる業者さんと1年間の契約という形でもって、たしかこの学童保育は今、なされているんじゃないかというふうに思います。学業面あるいは保育面、問題点が出ておれば、お尋ねをしたいし、考え方なりも聞ければ結構かなと思います。

それから3番目に、今回、たしか84号の議案でしたかね、いわゆる業務管理につきまして、指定管理のほうで行いたいということで84号議案が提出されております。そのことについて、趣旨なりなんなりをお尋ねして、あとまた疑問点があれば、やり取りをしたいというふうに思います。

ですから、まず（1）の学童保育の現在の状況をまず教えてください。

○議長（蒲池恭一君） 今んとで3点、言ってもらったですかね。3番目が抜けてることは。3番も言ってもらったかな。

○11番（森 潤一郎君） 3番でしょう。うん、3番も言ったつもりばってんですね、いわゆる学童保育。

失礼しました。飛ばした。

（3）学童保育委託業者の保護者、学校の三者の連携がうまくいってるかどうか。その辺お尋ねをしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 3番について、今現状のことですよね。

○11番（森 潤一郎君） はい。

○議長（蒲池恭一君） はい、分かりました。

執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 森議員の学童保育に対する質問、3点、答弁をさせていただきます。

まず1点目の質問の、新しく始まった学童保育の現在の状況はどうかということですが、昨年度までの菊水地域の学童クラブの運営は、菊水ひまわり園と町直営の2か所により事業を展開し、子供たちの放課後を安全安心に過ごせるように努めてきました。

今年度からは、菊水ひまわり園の学童保育の事業撤退も考慮した上で、菊水小学校に隣接する

場所に施設を建設しまして、令和2年4月1日よりプロポーザルにより選定されました民間事業者に委託をしまして、引き続き、事業を展開しているところです。

和小学童の利用状況は、年間を通して60名から70名程度の子供たちが利用しております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が発出されるなど、予想もできなかったことが起こりまして、その影響により小学校が臨時休校を余儀なくされました。

このような状況においても、和小学童クラブは朝から子供たちの受入れを行い、最後の受皿としての役割を果たしていただいております。

様々な出来事がある中、少しでも子供たちの不安をなくすため、委託業者には放課後等の受入態勢を整えて、安心して過ごせる対応に心がけていただいている状況です。このように、現在のところ学童保育は問題なく運営されていると認識をいたしております。

次、2点目の回答でございます。

まず、学童保育につきましては、学童クラブは勉強を教える施設ではありませんが、子供たちが学校から宿題をもらってきた場合には、宿題を済ませてから活動に入るように指導されております。保育面につきましては、1年生から6年生まで全学年を同じスペースで保育する難しさもあるようですが、高学年、低学年で下校の時間帯が前後しますので、宿題やおやつ時間もその状況に応じてコントロールしながら対応していただいております。

また、委託事業者から、問題や課題となるような状況の報告はあっておりません。

開所して9か月目とまだまだ日は浅いわけですが、順調に放課後の保育業務ができておると感じております。

学業面の詳細につきましては、後ほど、教育長より答弁をお願いいたします。

次、3点目、学童保育委託業者、保護者、学校の三者の連携はうまくいっているかということに対しまして、委託事業者にとって学校や保護者との連携は必要不可欠であります。

まず、学校との連携は、下校時間や学校行事の把握などの情報共有を随時、行っております。また、保護者とは、子供たちが学童クラブを利用するか否かの確認や相談などにも対応できるよう心がけております。毎日のお出迎えのときは、保護者への声掛けや学童クラブ内での生活状況などを報告するように心がけているようです。

保護者への一斉連絡等は、SNSを利用して情報発信を随時、行うとともに、学校や保護者の皆さんが子供たちを安心して預けられるような環境づくりをされており、学童保育委託業者、保護者、学校の三者の連携はうまくいっていると感じております。

学校側見た連携の詳細は、教育長のほうから答弁をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学業面から問題は出てないかということですが、学童クラブに参加した子供たちの平日の活動としては主に各学年から出された宿題に取り組み、早く終わった子は自由遊びを

しているということで、スポーツ保険で対応できるような軽いけが等はあっているということですが、特に問題は発生していないということです。

宿題をする習慣をつけていただいていることは、保護者にとっても、また学習習慣づくりに取り組んでおられる担任の先生方にとっても大変、ありがたいことであり、菊水小学校の学力の向上につながるものだと思っています。

また、20代から60代までの多世代の指導員の皆さんが関わっておられるということで、保護者が迎えに来られても帰りがたらないほどの関係づくりができていそうで、子供の心を満たす活動がなされており、子供たちの確かな成長につながっているものと思っています。

次に、学童保育の委託業者・保護者・学校の三者の連携についてですけれども、特に特段、トラブルや苦情は入っていないということの連絡を受けております。順調にしているものと思っています。学校からは、毎月の行事を基に日課の確認はしていただいていますし、緊急時には事前に連絡を入れていただくような体制を取っております。

特に、今年は水害等による臨時休校や新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応などがありましたので、学校から学童クラブやバス会社、教育委員会への連絡、教育委員会から学校やバス会社、健康福祉課への連絡など、連絡体制をしっかりと見直したところです。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） ありがとうございます。私がこの問題を取り上げましたのは、実は新しくできました学童保育の場所が私の家の横になるものですから、やはり気になるんですね。夕方から大体、7時くらいまでかな、いわゆる時間内に子供たちの声が聞こえます。私たちは年寄り夫婦だけで暮らしておりますので、子供の声が聞こえるというのは非常にうれしい話で、私自身は子供たちから活力をもらっているという、そういう意味合いでは元気にしてるのかなと、あるいは元気に勉強ができているのかな、あるいは健康であるのかなと、そっちのほう気になって、今、町長なり教育長なりからお答えいただきまして、何とかうまくいっているようですので、私も一安心をしております。

ただ、4月から今度、指定管理ということでもって業務管理が変更していきますので、その辺、今、町長あるいは教育長のほうからお答えがありましていわゆる大人の指導者の方の面、専門的にある程度、必要でないのか、あるのか。

と、申しますのは、時々土曜日あたり、学校休みだけだなあ。だけど声がしよるなあというふうな日もあるんですね。あったんですね。やはりそういうときに非常にちょっと、ちゃんと指導していただける人がいるのかな、どうなのかなというのがちょっと気になったものですから、その辺、お考えなりがあれば、あるいは現実的にどういう対応をなされているのか、聞ければお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 学校の休校のときとかにしっかり対応ができてるかということでもいいんですか。

○11番（森 潤一郎君） そうですね。

○議長（蒲池恭一君） そういうことですか。「専門的」ということを言われましたけど、そこも含めた答えができますか。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 森議員の御質問にお答えします。

まず、専門の資格をお持ちの指導者なのかどうなのかというところで、まず基本形で1単位に当たり資格持ちプラス県の研修を受けた方が最低2人いてくださいという条件があります。

今、運営は2支援でお願いしておりますので、最低6名で通常は支援をしていただいております。

それと、土曜日の支援のほうでございますが、今、子供を預かった実績は大体、月1回程度の実績でございますが、事業者のほうはかなり前向きに捉えていただきまして、毎週土曜日、緊急的な預かりがあるのではないかとこのところの対応まで考えていただきまして、最低1人はちょっと予約がなくても職員を配置するという御配慮もいただいております。

現状としては、以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） ありがとうございます。今後、業務管理が指定管理のほうに移行するというので、来年の4月からその辺が変わってくるかと思えますけど、いわゆる学業面は私はそんなには思っていないんですけど、ただ、保育面はやはりぴしっとした管理をしていただきたいなど。

と、申しますのは、やはり保育ということになると大人と子供という形になります。学業のほうは、これはもう御本人がやる気があるかどうかで決まってくる問題ですので、そういう意味合いからして、特に指定管理に移行していった後、保育面あたりをぜひ執行部のほうとしてはちゃんとした考え方もって管理をしていただきたいということを要望したいと思えます。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 森議員の御質問にお答えします。

まず、学業、預かる子供たちは小学生でございますが、放課後の安心安全を守るということが前提でございます。身の安全の確保という立場の施設でございますので、安全に預かるということが基本形にあります。

職員の皆様方も元教員の方とか、あと看護師、保育士、あと元行政職員、役場職員とか現職の学校支援員さんの方もいらっしゃるしまして、十分な対応はできているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 他に質問ありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） ありがとうございます。この学童保育の指定管理者移行というのは、84号の議案でもって認められれば、来年4月から実施という形になろうかというふうに思います。

小学校の体制も4校から1校に、菊水地区のほうは変わりました、先ほど来、私の前の質問者あたりから出ておったように、子供の数が大変、少なくなってきました。そういう意味合いでは非常に大事な子供たちですので、一人一人大事に育てていかなくちゃいけないというふうに思っておりますし、子供は国の宝とも申します。私自身も、もうそんなに長くは生きられないと思っておりますけど、私の後に子供たちがさん然として輝けるような世の中が実現できるように、私自身も最後の力を振り絞って土台になっていければなというふうに思っております。

当然、高巢町長もその辺は私と同様、お考えの上に今の町長職をなさっておると思っておりますので、お気持ちを最後に一言で結構ですので、お尋ねできれば結構かなというふうに思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 学童保育につきましては、今、町内それぞれのところに委託をしているわけでございます。菊水地区につきましては、直営分と一部委託とあったやつを1か所にまとめて委託をしているというような状況です。

先ほど、秋丸議員のときも議論がございましたが、やはり子育てがやりやすい町ということは大事なことだと思います。やはりお父さん、お母さん、両親が仕事に出ると。その時間帯が学校が終わった後、両親が帰るまでの時間帯、ここをいかに安全安心を確保してやるかというのがこの目的だと思います。併せて、預かっている時間中いろいろ指導もしていただくと。非常に一挙両得だと思っております。

こういったことで町外の皆さんも目を向けていただく、子供を誰か1人で、お母さんが休まにゃいかんというようなことではなくて、両親が仕事に出られるというようなシステムが出来上がっておりますので、私はこれは非常に貴重な存在じゃないかと思っております。

また、今、話を聞きましたところ、土曜日でもできるように対応していただいているというようなことですので、そうなりますと、一段と、やはり土曜が休みのところばかりではございませんので、やはり土曜日も頑張っておられるお母さん方、お父さん方もおられますので、その辺の対応もちゃんとしてあるというようなことですので、非常にこれは町の、大いに対応を知っていただいて、利用していただくならと思っております。

○11番（森 潤一郎君） ありがとうございます。

国の宝であり町の宝である子供たちをみんなで、さん然と輝けるような世の中を少しでもつくっていきたいというふうに思います。ぜひ、町長にも尽力をいただき、私の要望とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、森議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

10分から再開いたします。

休憩 午後 3 時56分

再開 午後 4 時08分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、荒木議員の発言を許します。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 皆様、こんにちは。

（こんにちは。）

1 番議員の荒木宏太でございます。

2020年もあと僅かになってまいりました。今年はコロナ禍の中で、経済全体に影響が及び、まだ終息の兆しが見えないですが、いつか必ずゴールが見えるものと思います。今後も、ウイズコロナで感染予防に努めていきましょう。

私で最後の一般質問となります。もう少々のお時間ですが、今後の和水町がより一層、反映・発展していけるような質問になればと思います。しばらくの間、お付き合いをよろしく願いたします。

それでは、和水町議会会議規則第61条第2項の規定により、事前に申告している一般質問通告に沿って質問させていただきます。

質問事項、学校跡地等施設利活用事業について。

要旨（1）学校跡地等活用検討委員会最終報告は、多くの町民への意向調査、アンケートを参考に学校跡地の活用方針を検討されたものであり、学校跡地は町民共有の貴重な財産であるという認識の下、地域性や効率性を考慮しながら、和水町全体の活性化につながる具体的な提案をされたと認識しています。

学校跡地施設活用事業の内容は、この学校跡地活用検討委員会の最終報告の内容と整合性が保たれているか、また、各小学校廃校後は、適正な管理や対応がなされているかお伺いをいたします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

以降の質問は、質問席より行います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 荒木議員の質問にお答えをいたします。

質問の要旨は、学校跡地等活用検討委員会最終報告は、多くの町民への意向調査、アンケートを参考に学校跡地の活用方針を検討されたものであり、学校跡地は、町民共有の貴重な財産であるという認識の下、地域性や効率性を考慮しながら、和水町全体の活性化につながる具体的な提案をされたと認識しておると。学校跡地施設活用事業の内容は、この学校跡地活用検討委員会最終報告の内容と整合性が保たれているか、また、各小学校廃校後は、適正な管理や対応がなされ

ているかという問いでございます。

学校跡地等活用検討委員会最終報告につきましては、庄山議員の質問でもお答えいたしましたとおり、平成26年4月に三加和区域、平成27年に菊水区域が小学校の統合を予定していることを踏まえまして、統廃合後の学校跡地等の活用方策等について検討するため、平成24年6月に町内の各種団体の代表者等28名を構成員として、第1回目の検討委員会が開催された後、合計7回開催をされ、町全体の活性化につながる具体的な提案として報告書が取りまとめられ、当時の町長に報告されております。

私も当時の議会の議員として、委員に委嘱され、参加をしておりました。最終報告書によりますと、神尾小の具体的な活用内容は、校舎、体育館、運動場など、一帯として合宿所、宿泊施設、温泉プールといったグリーンツーリズムや隣接する交流センター等の温泉施設と絡めて活用する。活用にあたっては、有効に活用していただく事業者を公募することを検討するとなっております。

また、最終報告書の冒頭部分には、町におかれましては、この報告書を基に、町民の皆様や町議会の御意見を踏まえ、跡地施設等の有効な利活用を進めていかれることを期待いたしますと報告がなされており、最後のまとめの中では、跡地施設等は、町の貴重な財産であり、活用にあたっては、税収の増加、雇用促進及び地場産業の育成につながる方策を念頭に協議が必要であると報告されております。

委員会の議事録では、報告書は、本委員会での意見を集約し、今後の跡地活用の方向性を定め、町長に報告するものであり、跡地活用の方法を確約するものではないと記録されています。しかしながら、このような経過の中で作成された報告書は、跡地活用の方向性を示すものであり、事業の実施を確約するものではありませんが、重要な報告と捉えていますので、御質問にあるような、整合性が保たれているとの認識ではなく、繰り返しになりますが、貴重な報告書として捉え、事業を進めております。

また、各小学校廃校後は、適正な管理や対応がなされているか問うということにつきましては、予算面では廃校管理経費の項目を設け、建設の維持管理など812万円を計上するとともに、できる範囲で適正な管理や対応がなされていると認識をいたしているところでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 教育長ないですね。

教育長 岡本君

○教育長（岡本貞三君） 荒木議員の適正な管理や対応がなされているかとの御質問にお答えいたします。

学校廃校後の敷地の草刈りや校舎の電気設備や消防施設の管理については、今年度から、学校教育課施設係で計画的に行っておりますし、体育館の利用につきましては、社会教育課でほかの社会教育施設と同じように対応をしているところです。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 先ほども町長がおっしゃられたように、学校跡地活用等検討委員会最終

報告は、平成25年3月に28名、計7名会議で視察、研修、実施されております。財産の方向性について議論され報告されています。

先ほど今神尾小だけおっしゃられたんですけども、旧東小、西小、旧南小学校においては、校舎、体育館、プールともに取壊し、更地、グラウンドを合わせた敷地全体を対象に今後も町経済の動向を見ながら、宅地造成や企業地の候補地とすると。緑小学校においては、体育館においてはコミュニティ施設として活用する。プールは解体して隣接する体育館の駐車場として活用すると。校舎は取り壊し更地化として、グラウンドを合わせた敷地全体を対象に今後の町経済の動向を見ながら、宅地造成や企業誘致の候補地とすると。春富小においては、体育館については、地域コミュニティ施設として活用する。プールは解体し、隣接する体育館の駐車場として活用する。校舎の一部を田中城の資料館として活用すると。資料館の活用においては、図書館程度の広さで十分のため、他の部屋については、間貸し等も含めて活用するとなっております。

活用検討が報告されたときには、私は議員ではありませんでしたけれども、この報告が広報で通知されたときは、今後の和水町が楽しみというか、将来に希望を持ちました。今後どうなっていくんだろうというようなことで見ておりました。

この報告では、不要とする財産、そして必要とする財産をしっかりと具体的に細かく目標設定といたしますか、次のやることをしっかりと定めて、地域としての防災施設、コミュニティ施設の活用をしっかりと重視した、町民の住民サービス利用としても、充実させている能力というのがあったんじゃないかなと思います。これは非常に貴重な委員会の報告であると思います。

この中でよく見ると、神尾小だけがやっぱり目標に達していないということが少し考えられるというふうに考えるんですけども、この和水町学校跡地活用検討委員会、これは、今、和水町の活用検討委員会というのは、附属機関設置条例で設定されていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 総務課長大丈夫ですか。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時22分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初この報告書が作成されたときは、和水町学校跡地等活用検討委員会設置要綱ということをして平成24年4月16日から施行ということで作られております。今現在は、平成25年4月16日条例第22号の中で、和水町附属機関設置条例、この中で同じように学校跡地等活用検討委員会ということで、名称が入っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 今、お答えしていただいたとおり、附属機関設置条例に定められているということで、なぜこれを言うかといいますと、地方自治法第202条の3、普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより、この担任する事項について、調停、審査、審議または調査等を行う機関とするとあります。すなわち、附属機関とは、より民主化で決定権は強く、附属機関の設置目的に照らして最大限尊重されるべきとあります。

しかし、これは確約はされないということで、町長がおっしゃるとおりになっております。しかし、こういった附属機関ということで、しっかり定めてあるので、やっぱりその辺りは最大限に本当に尊重していただきたいところです。

そして、町長公約であります町民の皆様とともに歩むまちづくりと、広く町民の声を聞き、地域活動を支援し、活力向上に取り組みますとあります。旧神尾小については、委員会の最終報告の内容から変更があり、町長自身も委員会に入っておられたということですがけれども、町長自身の政治指針ですかね、方向性ということが変わったということですがけれども、広く町民の声を聞き、地域活動を支援し、活力向上に取り組みますとは、住民アンケートを尊重して、公有財産の利用を促して、コミュニティー活動を充実しますというふうにも、私自身は感じます。

そして、最終報告の変更方針があったということですがけれども、各校区の住民に対して、ある議員もおっしゃられましたけども、ワークショップ、聞き取りや説明会の実施や、事前の説明実施、和水町広報誌での掲載はなぜ考えなかったのか、ある意味、行政と町民のコミュニケーションが不足しているのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） ワークショップ並びに広報誌等による説明はなぜしなかったのかということですね。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの最終報告書についてでいいのでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時27分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、ホームページのほうで11月にこういったプロポーザルを行いますということで周知をし

ております。その後、実施要領作成後2月に公募型のプロポーザルの開始ということで、実施要領、また概要等を全てホームページ等で募集内容等は周知のほうをしているところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 広報誌等にはなぜ載せなかったのか。考えられなかったのか。そこ答えられます。そのままいいです。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 申し訳ありません。広報誌等につきましては、広報誌は御存じのとおり、1か月前に原稿等、もしくは作成をしていきます。ぎりぎりまで不動産鑑定等した上で公表しておりますので、ホームページ等できちとした形でのせております。あとは、事前の周知だけは広報誌に情報としては載せておりますが、全ては載せておりません。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） ありがとうございます。たしか競争入札だったか、財務規則か何かだったと思いますけれども、広報にも記載を掲載をするということはたしか財務規則の中にはあったと思います。ただそれが今回のプロポーザルに当てはまるかどうか分かりませんが、もしそれが、それはどう、何でしょうね、プロポーザルでも広報での掲載は必要なのかどうかじゃあお聞きします。

○議長（蒲池恭一君） 答弁できます。
休憩します。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時40分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） まず、今回の跡地検討委員会のほうで出された最終報告書、これは平成25年3月に報告書が出されておりますが、これに関しましては、平成24年4月16日から施行されるとしてつくっております和水町学校跡地等活用検討委員会設置要綱に基づいて、報告がなされた報告書と捉えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 荒木議員のほうから、和水町の附属機関設置条例というところの位置づけじゃないかということです。この条例ができましたのは、今、石原課長が言いました報告書が25年の3月、ですから要綱で位置づけられた報告。この条例ができましたのは25年の4月です。4月からこれが中身がずっと変わってきております。28年にも変わっておりますし、令和2年の4月1日、最終的には会計年度任用職員の中で、こういった附属機関の見直しがあつており

ます。その中では、この附属機関の設置条例として、ここに位置づけられてるということでございます。ですから、もうちょっと言いますと、その中の委員といたしまして、町議会の議員、地域の代表、児童・生徒の保護者の代表、・・・と、そういう形ですので、必要に応じて、そのときそのときでメンバーも替わってまいります。そういった類いの条例の中での位置づけというところですよ。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 今、私が聞いたのは、入札のプロポーザルに対して、公告が必要であるかどうかで、広報に掲載が必要かどうかということなんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 広報が必要かどうかということで質問をお受けしたいと思いますが、執行部大丈夫ですか。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時42分

再開 午後 4 時43分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） あくまでその義務づけというのはございません。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 分かりました。ただ、入札に関しては準用じゃないのかなというふうには感じるんですけど、プロポーザルでですね、義務づけはないということで、本当に問題がなければそれでいいんですけども。よろしいですか。調べていただいて、大丈夫ですか。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時44分

再開 午後 4 時45分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 広報誌での掲載は義務はないということでした。

神尾小学校についてなんですけども、工場誘致ということでもあります。企業誘致であると、今我が町で内田工業団地というものが今のところ予定はないのか、ちょっとどうなのか分かりませんが、今回、神尾小学校の隣は温泉もあることですし、住民生活も近くは住宅地が多うございます。自宅の隣に工場ということで、不安な方もいらっしゃるというふうに聞いています。

さらに、神尾小体育館に関しては、令和11年まで償還期間があるということ、3,800万ほどあると、残っていると、あと9年ぐらい、8年か9年ぐらい残っているということでした。工場誘致については、工場奨励条例というものがあるというふうに、多分あると思いますけれども、大体その措置というのがどのぐらい減免措置とかがあると思うんですけども、その措置はどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 工場なんですか。

○1番（荒木宏太君） 工場奨励条例という。

○議長（蒲池恭一君） 奨励条例ですか。把握してますか。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時47分

再開 午後4時47分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 荒木議員の御質問にお答えします。

和水町工場設置奨励条例の件ですね、概要につきましては、町に新たに工場を新設したりとか、または増設するものに対して、町の税金の不均一課税といいます、税率を低くして、便宜を図るというような条例となっております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 今の答えなんですけども、その中でどのぐらいの措置があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 神尾小学校の誘致に関してそれが適応されるのかということ、いいですか。

執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 先ほど申し上げましたとおり、工場の新設、それから増設ということで、その中でどのぐらいの形で金額とか、そういったものが分からない限りに、細かくは今のところ分からないというような状況です。税率が10分の1に抑えられるとか、いろんな措置

はありますけれども、償却資産といいますか、投資される分の評価額によって変わってきます。ということになります。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） すみません。今、金額ではなくて、割合ですね、どのぐらい税率の措置があるのかというところを金額はよろしいです。税率の措置がどのぐらいあるのかというのは町民も知りたいところであると思いますので、ぜひとも。お伺いします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） 投資される金額でというものの中で、また物によっても変わってくるということもございますし、まず、投資額によっても変わってまいります。ですので、一概に今お答えすることはちょっとできないかなと思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） このプロポーザルの今回の実施要領において、なぜ、不信に思ったのは、不信といいますか、一括売却のみに条件なってると思いますけれども、なぜその一括売却のみなのか、区分分けとか、貸付けであるとか、そういった方法は検討はなかったのはなぜなのかというところをお聞きします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの一括の売却という件についてお答えしたいと思います。これ町長の冒頭の答弁でもありましたとおり、7年程度学校跡地から経過しておりまして、様々な募集要項、最終報告書を踏まえた上でいろいろな提案を募ってきました。しかしながら7年間、具体的な提案は一切、出せるような提案はなく、維持費だけが今までの答弁でもあったようにかかっております。そうなった中で、最終的に菊水地区の学校のほうも4月1日から閉校になると、そうなったときに、昨年11月には全協のほうでも、議会のほうでもお知らせしたとおり、菊水地区の3校も併せてこういった一括でも売却するという形を取らないと募集も来ないかもしれないということで提案をいたしました。ここの売却の条件でありますとおり、土地等は町が示した全ての土地を購入をお願いしたいと、建物については、先日の解体費の件で答弁したとおり、解体費のほうも町のほうでやれば1億以上かかるということで、建物のほうも現状のまま一括での購入をお願いしたいというような条件をつけて、今回のプロポーザルを実施したところでございます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 分かりました。それとあと、昨年も和水町の学校跡地活用検討委員会は活動されておるといふふうにあるんですけれども、検討の内容を教えてくださいと思います。

- 議長（蒲池恭一君） 学校跡地等検討委員会の。
- 1番（荒木宏太君） はい。昨年も実施されてると思うんですけども。
- 議長（蒲池恭一君） それは、職員間の中のあれですか。答申の後にはその会議はあってないですよ。
- 1番（荒木宏太君） ないですか。昨年決算書には明記がされてたんですけども。
- 議長（蒲池恭一君） 休憩します。

休憩 午後4時53分

再開 午後4時54分

- 議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

- まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま御質問がありました学校跡地等活用検討委員会のほうは、昨年は開催いたしておりません。以上です。

- 議長（蒲池恭一君） 本日の会議時間は、議事の都合によって会議時間を延長いたします。
ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

- 1番（荒木宏太君） 私が調べたときには、その決算書ですかね、それに2万円のたしか計上があったと思うんですけども、全体でですね、これは、調べていただくことは可能でしょうか。
- 議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時55分

再開 午後4時57分

- 議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

- まちづくり推進課長（石原康司君） ただいま荒木議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、検討委員会の開催による予算の執行ではなく、今回のプロポーザルを実施した審査員の方、外部の方が3名いらっしゃいましたので、3名分の審査の報償費として科目のほうに計上をしておりました。以上です。

- 議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

- 1番（荒木宏太君） 分かりました。ありがとうございます。

ずっと今まで学校跡地活用検討委員会のいろんな質問が出てきた中で、和水町普通財産管理処

分事務処理要領ということで、順に処分の要領に沿ってやられていたと思うんですけども、先ほどもありましたけども、随意契約で、今回、プロポーザルから随意契約に、プロポーザルして随意契約ということになると思います。そのプロポーザルの場合、参加業者の範囲の特定、内容審査については、これは、やっぱり公平性、透明性というのは非常に重要だと思うんですけども、この随意契約に透明性、公平性が確保できているのかというところで質問したいと思います。

今回、契約候補者の事業計画、それから収支報告書とか、プロポーザルの内容、審査内容、選考の公開が現時点でもホームページを見てもないんですけども、ちょっと内容が分からないんですよ。審査の内容とといいますか、いろんな情報が少な過ぎると私は感じているんですけども、プロポーザルの実施要領の7のところに、記載上の留意事項ということで、提出書類は応募者の選考審査や公平性、透明性、客観性の確保等に必要な場合において、公表することがありますとあります。しかし、今現在は公表されていないんですけども、なぜ公表されていないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 内容についての公表がなぜあっていないのかということですよ。プロポーザルについてです。それでいいです、答えてください。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 荒木議員の御質問にお答えします。

今、御質問いただいた分は、実施要領の公表できますというように言われたと思うんですけど、この要領は、あくまでもこの要領に沿って出された事業者の方に対する要領になりますので、事業者の方にいろいろ出しますよとか、そういうことをお約束するような要領と見ていただきたいと思います。私たちとしましては、これに沿って出されたものを審査にかけるということで、勝手にこれを公表するということは一切やっていないということになります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） ただ、今現在に東小、そして西小、神尾小の情報が今のところ欠如しておりますので、その辺りは町民にとっても、知りたい方といいますか、ちゃんと公表するべきところではないかなというふうに思います。今現在は、ホームページ見ると、東小の売買契約が成立したということと、南小のプロポーザル結果というところしか掲載されておられません。そして、これが透明性を確保できるのかどうか、ちょっと私にはちゃんと公表すべきじゃないかなというふうに私は感じておるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） プロポーザルの内容について、公表すべきじゃないのかということです。よろしいですか。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、冒頭も申しましたが、最初申しましたが、プロポーザルの実施要領につきましては10月

に事前にホームページ等でも公告をしております。それから、11月、12月、1月と3か月間、2月からやりますよというような報告を出しまして、先ほど言いましたように、不動産鑑定がきちっとした形が終わって、参考となる金額を入れた上で、2月にホームページ上でこの実施要領を入れております。これも1か月間しております。ここに書かれているのは先ほど言いましたように、あくまでも募集にこれを見て、応募される事業者の方との約束事とか、そういうことが主なものとなっております。その後、きちっとした形で審査委員会を開催し、これに書いてあるとおり4月3日にまたホームページのほうで1か月間ほど公表しております。それ以外は、やはり契約候補者となって企業の個人的な情報、そういうのがありますので、一切は公表しないというのが委員会のほうで、執行部のほうで決めて、そういった形で公表をしております。まちづくり推進課としましては、そういった段取りを踏んだ上で、きちっとした間隔も空けて、十分説明をしていると思いますので、御指摘のほうがもう少し早くしていただければできたと思いますが、今の段階ではきちっとした段取りを踏んだ公表の手順と考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） プロポーザルの審査の内容の結果をみんなに公表すると荒木議員は言っ
てらっしゃるわけですよ。それに対して、付け加えてもらいたいかな。いいですか。そのままい
いです。そういうことでしょ、荒木議員。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 選定内容につきましては、先ほど言いましたように、
選定委員会の要領をつくっております。氏名等の公表も非公開としてするという事で決めて
おります。点数につきましても、60点以上で契約候補者としますということをホームページでう
たっておりますので、それ以上の内容等につきましては、一切非公表ということで定めて執行し
ているところです。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 公表しないということで決めたということですね。ということです。
ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 先ほど言ったんですけども、随意契約にはちゃんと公平性、透明性が必
要だということで質問させていただきました。神尾小のときの説明会の中で、住民の質問だっ
たんですけども、何で神尾小学校跡地を選んだのかという質問がありました。そのときに、その
答で、返答で和水町の役場の方から、幾つか今回のプロポーザルに合わせて小学校の御案内を
頂きましたと。それぞれ、全ての小学校を視察させていただいて、神尾小学校を選びましたとい
うような言葉があったんですけども、要領には記載はなかったんですけども、視察会等を実施した
のでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 視察会というのは一切実施はしておりません。跡地のほ
うは、今回、4校上げておりましたので、その点については、多分担当のほうで御説明を申し上
げたと思います。視察会を別段書いておりませんので、実施はしておりません。以上です。

○議長（蒲池恭一君） じゃなくて、何で見てらっしゃる、だけんほかのところも見せたんじゃ

ないんですか、見たいというときには、見せてくれと言われたときには、町は対応してるわけでしょう。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 募集期間中はしてないです。それ以外で。

○議長（蒲池恭一君） そのところを答えてやってください。そのままいいです。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 10月に公表を開始しますというときには、こういうところをやりますということで案を出しておりましたので、そのとき電話問合せ等で場所とかの問合せやっておりますので、ここに限らずいろんなところから問合せあっております。いざ募集をきちっとするときには、質問の受付も全て実施要領に沿った形でしておりますので、その募集期間中については、新たに説明会とか、そういうのは実施はしておりません。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 公平というのは、なかなか考え方が難しいもので、例えば、地元は見学しやすい状況であるので、公平という言葉自体がなかなか一律という考えとは違うので、やっぱり今回のことについては、公平ということを考える上ではなかなか今回の企業であった、山鹿市の企業であったら、またそこら辺で差、審査する際の差とか、実はそういうのはあったりすると思いますけれども、公平じゃなくて、本来は全て一緒に見せてもよかったのかなと思いますけど、まあいいです。これに関しては。

そのあと、西小学校の説明会で、またそこでも住民の方からどうして西小を選択したかというような質問がありました。そのときに、正直地の利があったのは神尾小学校でしたと、ただ、やはり経営として、見込みとして価格がかなり高かったと、到底私たちのような企業じゃ無理なんじゃないかなということやというような言葉があったんですけども、ここでちょっと疑問になるのが参考価格ですね。参考価格がちょっと認識、10番議員もおっしゃられてますけど、参考価格の認識というのが不明瞭といいますか、見込み、参考価格が最低価格なのか、それとも予定価格なのか、こういうところは勘違いが起きるんじゃないかなと思いました。実際に西小においては、買いたかったというようなお声もありましたし、参考価格の表記説明は十分だったのかということです。西小学校の企業は参考価格よりも安く買ってますので、安く買えるということは分かっているわけですね。ただ、神尾小学校が高いというふうに認識したのはなぜか、ちょっとその辺りは不思議に、私も理解ができないところです。その参考価格の説明についてはどういうふうにされたんでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 今回のプロポーザルの実施要領の参考価格についてお答えしたいと思います。まず、参考価格は、不動産鑑定から出た金額となりますので、言うならば今現在、そのまま買えば評価としたらこの金額だということで計上しております。各事業者の方は多分プロポーザルというのは、逆に私たちも詳しく思われておりますので、緑様のほうは旧神尾小の参考価格が1億を越えております。1億400万、それとその他の学校につきましては、

南小で5,260、東小で4,450、菊水西小で4,770、こうなれば、日本全国で今、学校跡地の公募、プロポーザルあっていると思いますので、その辺の参考価格というのは、全てホームページ上で見れるというふうなお話は伺っております。それを踏まえた上で、多分、推測ですけど、旧神尾小におきましては、1億400万というこの価格が高いというふうな判断をされたんじゃないかなと思います。今、言いましたように、価格につきましては、不動産の鑑定ということで、あくまでも事業計画を自分たちがされる中で、どれぐらいの解体に費用がかかるかとか、そういうのを参考とするためということで、参考価格としてここに計上しております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 参考価格の説明をいただきました。今、おっしゃった参考価格なんですけれども、不動産鑑定書の土地についての鑑定評価の準則というものがあると思います。地価公示報法第8条不動産鑑定士は、公示区域内の土地について、鑑定評価を行う場合において、当該土地の正常な価格を求めるときは、第6条の規定により公示された標準地の価格を規準としなければならないとなっておりますけれども、公示された標準地の価格を規準として定めてあるのが参考価格でしょうか。それをお聞きします。

○議長（蒲池恭一君） 参考価格の表記に対して聞かれてるわけですね。いいですかね。執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ここにちょっと鑑定書自体持ち込んでおりませんので、詳しくは御説明できませんが、一応、現在ある土地、建物の再調達価格からゆうならば減価償却、建物については減価償却を引いて、残りの金額、それにあとはその辺りの割合というか、その辺を掛けた上で評価額が出されております。これ、不動産の鑑定士の標準報酬というのが決まっておりますので、それに沿って評価のほう法に沿って評価なされておりますので、一つずつ説明すると時間も長くなります。そこまでここではお答えできませんが、きちっとした形で法にのっとって評価をしていただいて、鑑定価格として4校分を計上してあります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 今、地価公示法の第8条というのは、公示価格イコール参考価格なんですか。という質問なんですけれども、公示価格と参考価格は同一ですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 参考価格とその鑑定額というのは、イコールじゃありません。そこにいろいろな数字が入っております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） それであれば、公示価格を参考価格として表示すべきだったのではないのでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後5時15分

再開 午後5時17分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木議員の質問は公示価格で載せるべきじゃないのかっていうことだったでしょ。それに対しての答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ただいまの御質問は、公示価格をそのまま参考価格とするべきじゃないかという御質問ですが、一応、不動産鑑定の方では、それを踏まえた上で、いろいろなほかの条件とかを加味した上で、不動産鑑定額というのをを出されております。その額を当然公示価格とかも参考にした上で、鑑定士が出した価格を参考価格として表示をしております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） それでは、公示価格と参考価格はイコールじゃなくても問題はないということでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） イコールではないということになります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） イコールじゃなくて、それが適正だって、適正だと思われてるなら。

○まちづくり推進課長（石原康司君） イコールじゃなくて出されても適正と思っております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） ちょっと私もその辺りは本当にそうなのか、詳しくはないのでなかなか分からないところではありますが、調べられているということで、しっかり適正にやられていると思います。

次に、地方自治法238条公有財産ですね、公有財産が結局、行政財産と普通財産とに分けてあると思います。今回、普通財産になっていると思うんですけども、その今の現状の学校跡地は全て大体どちらの財産に振り分けてあるのか教えていただけますか。伺います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 普通財産として、普通財産にするべき時期を見て普通財産として事務を進めております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 今、普通財産ということで、普通財産は売払いとか貸付け等できる状況ではあると思います。一つ気になるのは、プロポーザル公示日が2月26日ということで、学校閉校前に当たるんですけども、それに関しては、学校閉校時、まだ行政財産のままだと思いますけれども、これは問題ないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 実施要領のほうでは確かに4月1日から閉校になりますので、まだ学校が開いてる状況です。しかし、決定したのがぎりぎりに3月30日で審査をしまして、公表したのが4月3日ということにしておりますので、あくまでもこれは契約候補者を選ぶ審査会になりますので、契約というのは、議会の議決を終わった後で本契約になりますので、契約候補者としておりますので、2月26日にプロポーザルを開始しても大丈夫というか、オーケーということで考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 行政財産については、地方自治法238条4の1項になります。行政財産は次項から4項に定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換して売払い、譲与し、出資の目的とし、もしくは信託し、またはこれに私権を設定することができないとなっております。公示日が2月26日ですけども、契約日はまた別日となるとは思いますけども、私権に設定することができないというところが、少し引っかかるところであります。

次に、地方自治法の財産の今回の財産処分についてですけども、地方自治法の237条では、地方自治法238条の4、1項の規定の適応がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないというふうになっております。その中で、財産の条例ですね、和水町条例第61号、和水町の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例、今回これに当てはまると思いますけれども、この普通財産の譲与、または減額譲渡というところの第3条、普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与または時価よりも低い価格で譲渡することができるというところに該当してるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（蒲池恭一君） 該当してるか。

休憩入れますか。大丈夫ですか。総務課長大丈夫。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 申し訳ありません。ちょっと確認させてください。

今言われたのは、和水町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の。

○1番（荒木宏太君） 3条です。

○総務課長（上原真二君） 3条、はい。

○議長（蒲池恭一君） これ神尾小学校がそれが該当するかということは聞かれてるんですね。

○1番（荒木宏太君） 条例にのってやって。

○総務課長（上原真二君） これは、これには該当いたしません。該当いたしませんので。最終的には議会の承認が要るということです。これに書かれてある他の地方公共団体とか、国とかそういうものとのやり取りの中で、これを譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができるといことです。ですからこの中には他の地方公共団体ですね、公共団体、公営に関するもの、そういったものとのやり取りは特別議会の承認を得なくても、逆に言いますなら、譲渡をすることができますよということです。ですから、これには該当いたしませんので、議会の承認をこれまで得てきているということになります。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 残り時間が少なくなっております。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

ほかに質問ありませんか。

1番 荒木君

○1番（荒木宏太君） 議会の議決による承認でいいというふうになっているのか、ただし、地方自治法96条1項6号というものは、今、現在、学校土地活用事業の提案の理由としておっしゃられているんですけれども、これは、条例を定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることとなっております。だから、条例を定める場合を除くほか当たるんでしょうか。

条例で定める場合は除く。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午後5時26分

再開 午後5時27分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 条例で定める場合を除くほかです。この条例の中には、その文言が出てまいりません。例えば、学校売り払うときはいいよとか、出てないから、そして、地方自治法は上位法です。地方自治法96条のことをおっしゃられてる6号ですね。そういった意味合いからしても、何もおかしいことはないと思いますけれども。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） 条例を定める場合を除くほかというのは、その条例で定めてある場合を除くほかという意味ではないのでしょうか。条例がある場合は、条例をまず、条例に沿った上で。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 条例で定める場合を除くほか、条例で定めてあるのは、先ほど譲渡するときの低い額で譲渡することができるということですよ。これが条例で定めてあるわけですよ。それは国とか町の団体とか、公有財産のうち公用に供する場合とか、そういうことです。だからこれに定めてある場合を除くほかが自治法の6条の議会の議決ば受けないかんという解釈です。ですから、国といい町のあれで実際は本当に必要だから、国に売らないかん、安く売らないかんという場合が出た場合に、これを議会の議決に諮るかということや。ここに条例で定めてあります。安く売ってもいいですよと、低い価格で譲渡することができますよとあるから、何もおかしいことない。それが条例で定める場合、ここに小学校は、学校跡地は低く価格で売ってもいいとか、買っていいですよと書いてあるなら、条例にここにうたってありますので、それは議会の議決は要らないという例えの話ですけど、そういう意味だと思います。

○議長（蒲池恭一君） 残り時間がもうありません。簡潔にまとめてください。

1 番 荒木君

○1 番（荒木宏太君） もし、私の解釈が間違っているのであれば申し訳ないです。私はそうじゃないのかなというふうにちょっと思ったものですから、質問させていただきました。財産の売却については、非常に重要な問題だと思います。将来を見ても、懸念する事項だと思います。公有財産の売却によって、将来の町、創造において、制限が生まれることも事実だと思います。だから、私はまちづくりとして、景観に制約を持つことというのは非常に重要だと思います。景観条例であるとか、例えば、観光地の推進に相反している場合は観光地の衰退の道を歩むことにもなりかねません。そういったことも、田舎の風景、和水町の田舎の風景、情緒を楽しみながら、ぜひたくをできるような環境をつくる必要があると思います。和水町を見ても、主産業は農業かと思いますが、それを生かせるのも観光も力もあります。ぜひとも今後、こういった財産について、和水町は好きな町だからこそ、土地を大事にしていなければなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、荒木議員の質問を終わります。

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

11日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後5時32分